生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及び その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する

名古屋議定書

NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY

2018年1月31日



まえがき

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益 の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY)」(以下、名古屋議定書) は、2010年10月29日愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議

(COP10)において採択され、2014年10月12日に発効した議定書である。日本は、2011年5月11日に署名、2017年5月22日に批准(受諾)し、2017年8月20日に担保措置を施行の上、締約国となった。

一般財団法人バイオインダストリー協会(JBA)では、これまで、この名古屋議定書 の普及啓発のために、2010年度(平成22年度)にJBAが訳した「名古屋議定書(JBA 日本語訳)」(以下、JBA訳)を用いてきたが、今回批准(受諾)に際し政府による日本 語訳(以下、公定訳)が官報に掲載されたことを受け、これを改訂することとした。改 訂に際し、JBA訳の取り扱いを検討したが、長年普及啓発に用いてきており、公定訳に あわせ JBA 訳も併記した方が利用者にとって利便性が高まるのではないかとの思いか ら、両日本語訳を併記することとした。

なお、2010年度(平成22年度)のJBAによる翻訳に際しては、法律的見地から上智 大学の磯崎博司教授(当時)より貴重なご助言を頂いたことを付記する。

また、ここに掲載した名古屋議定書の英語正文及び公定訳は、以下のウェブ・サイトから入手したものである。

・英語正文:国際連合法務部ウェブ・サイト

http://treaties.un.org/doc/Treaties/2010/11/20101127%2002-08%20PM/Ch-XXVII-8-b.pdf

(最終訪問日:2011年1月28日)

・公定訳:外務省ウェブ・サイト

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000236481.pdf (最終訪問日:2018年1月17日)

> 2018 年 1 月 31 日 一般財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所

前文	
第1条	目的
第2条	用語
第3条	適用範囲5
第4条	国際協定及び国際文書との関係 5
第5条	公正かつ衡平な利益の配分
第6条	遺伝資源の取得の機会 7
第7条	遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会8
第8条	特別の考慮事項
第9条	保全及び持続可能な利用への貢献
第10条	地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み10
第11条	国境を越える協力10
第 12 条	遺伝資源に関連する伝統的な知識11
第13条	中央連絡先及び権限のある当局12
第14条	取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有13
第 15 条	取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守14
第16条	遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の
	法令又は規則の遵守15
第 17 条	遺伝資源の利用の監視16
第 18 条	相互に合意する条件の遵守18
第 19 条	契約の条項のひな型 19
第 20 条	行動規範、指針及び最良の実例又は基準19
第 21 条	啓発
第 22 条	能力
第 23 条	技術移転、共同及び協力 23
第 24 条	非締約国
第 25 条	資金供与の制度及び資金

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議	25
補助機関	27
事務局	28
監視及び報告	28
この議定書の遵守を促進するための手続及び制度	28
評価及び再検討	29
署名	29
効力発生	29
留保	30
脱退	30
正文	30
金銭的及び非金銭的な利益	31
	 補助機関 事務局 監視及び報告 この議定書の遵守を促進するための手続及び制度 評価及び再検討 署名 効力発生 留保 正文

NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY

The Parties to this Protocol,

Being Parties to the Convention on Biological Diversity, hereinafter referred to as "the Convention",

Recalling that the fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of genetic resources is one of three core objectives of the Convention, and *recognizing* that this Protocol pursues the implementation of this objective within the Convention,

Reaffirming the sovereign rights of States over their natural resources and according to the provisions of the Convention,

Recalling further Article 15 of the Convention,

Recognizing the important contribution to sustainable development made by technology transfer and cooperation to build research and innovation capacities for adding value to genetic resources in developing countries, in accordance with Articles 16 and 19 of the Convention,

Recognizing that public awareness of the economic value of ecosystems and biodiversity and the fair and equitable sharing of this economic value with the custodians of biodiversity are key incentives for the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components,

Acknowledging the potential role of access and benefit-sharing to contribute to the conservation and sustainable use of biological diversity, poverty eradication and environmental sustainability and thereby contributing to achieving the Millennium Development Goals,

Acknowledging the linkage between access to genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of such resources,

生物の多様性に関する条約の 遺伝資源の取得の機会及びその利用から 生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する 名古屋議定書

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約(以下「条約」という。)の締約国として、

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡 平な配分が条約の3つの中核的な目的の1つであ ることを想起し、及びこの議定書が条約の枠組み におけるこの目的の実現を追求することを認識し、

諸国が自国の天然資源に対して及び条約に基 づいて有する主権的権利を再確認し、

さらに、条約第15条の規定を想起し、

条約第16条及び第19条の規定に従い、開発 途上国における遺伝資源に価値を付加するための 研究及びイノベーションの能力を開発することを 目的とする技術移転及び協力が持続可能な開発に 果たす重要な貢献を認識し、

生態系及び生物の多様性の経済的価値につい て公衆を啓発すること並びにこの経済的価値を生 物の多様性の管理者と公正かつ衡平に配分するこ とが、生物の多様性の保全及びその構成要素の持 続可能な利用を奨励する重要な措置であることを 認識し、

取得の機会及び利益の配分が、生物の多様性 の保全及び持続可能な利用、貧困の撲滅並びに環 境の持続可能性の確保に貢献し、これによりミレ ニアム開発目標の達成に貢献する潜在的な役割を 有することを認め、

遺伝資源の取得の機会と遺伝資源の利用から 生ずる利益の公正かつ衡平な配分との間の相互関 係を認め、

生物の多様性に関する条約の 遺伝資源へのアクセス及びその利用から 生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する 名古屋議定書

この議定書の締約国は、

生物の多様性に関する条約(以下「条約」という)の締約国として、

遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡 平な配分が、条約の主たる目的三つのうちの一つ であることを想起し、また、議定書が条約の枠組 みの中でこの目的の実施を追求することを認識し、

各国が自国の天然資源に対して主権的権利を 有することを再確認し、かつ条約の規定に従い、

条約第15条を更に想起し、

条約第16条及び第19条に従い、開発途上国 において遺伝資源に付加価値を付けるための研究 能力及び技術革新能力を構築するために実施され る技術移転と協力が、持続可能な開発に果たす重 要な貢献を認識し、

生態系と生物多様性の経済的価値についての 公衆の自覚、並びにこの経済的価値を生物多様性 の管理者と公正かつ衡平に配分することが、生物 多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用 の第一の動機付けになることを認識し、

アクセスと利益配分の果たし得る役割、すな わち生物多様性の保全及び持続可能な利用、貧困 撲滅並びに環境の持続可能性に貢献し、それによ りミレニアム開発目標の達成に貢献するという役 割を認識し、

遺伝資源へのアクセスと当該資源の利用から 生じる利益の公正かつ衡平な配分との結びつきを 認識し、 *Recognizing* the importance of providing legal certainty with respect to access to genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising from their utilization,

Further recognizing the importance of promoting equity and fairness in negotiation of mutually agreed terms between providers and users of genetic resources,

Recognizing also the vital role that women play in access and benefitsharing and *affirming* the need for the full participation of women at all levels of policymaking and implementation for biodiversity conservation,

Determined to further support the effective implementation of the access and benefit-sharing provisions of the Convention,

Recognizing that an innovative solution is required to address the fair and equitable sharing of benefits derived from the utilization of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources that occur in transboundary situations or for which it is not possible to grant or obtain prior informed consent,

Recognizing the importance of genetic resources to food security, public health, biodiversity conservation, and the mitigation of and adaptation to climate change,

Recognizing the special nature of agricultural biodiversity, its distinctive features and problems needing distinctive solutions,

Recognizing the interdependence of all countries with regard to genetic resources for food and agriculture as well as their special nature and importance for achieving food security worldwide and for sustainable development of agriculture in the context of poverty alleviation and climate change and acknowledging the fundamental role of the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture and the FAO Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture in this regard,

Mindful of the International Health Regulations (2005) of the World Health Organization and the importance of ensuring access to human pathogens for public health preparedness and response purposes, 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ず る利益の公正かつ衡平な配分に関する法的な確実 性を提供することの重要性を認識し、

さらに、遺伝資源の提供者と利用者との間の 相互に合意する条件についての交渉における衡平 及び公正を促進することの重要性を認識し、

また、取得の機会及び利益の配分において女 性が不可欠の役割を果たすことを認識し、並びに 生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施 の全ての段階における女性の完全な参加が必要で あることを確認し、

条約の取得の機会及び利益の配分に関する規 定の効果的な実施を更に支援することを決意し、

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知 識であって、国境を越えた状況で存在するもの又 は情報に基づく事前の同意を与えること若しくは 得ることができないものの利用から生ずる利益の 公正かつ衡平な配分に対処するため、革新的な解 決策が必要とされることを認識し、

食糧安全保障、公衆衛生、生物の多様性の保 全並びに気候変動の緩和及び気候変動に対する適 応にとって遺伝資源が重要であることを認識し、

農業に係る生物の多様性が特別の性質及び他 と異なる特徴を有すること並びに農業に係る生物 の多様性の問題が特有の解決策を必要とすること を認識し、

全ての国が食料及び農業のための遺伝資源に 関し相互依存関係にあること並びに当該遺伝資源 が貧困の軽減及び気候変動の文脈における世界的 規模の食糧安全保障の達成及び農業の持続可能な 発展にとって特別の性質及び重要性を有すること を認識し、また、この点に関し、食料及び農業の ための植物遺伝資源に関する国際条約及び国際連 合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源 に関する委員会の基本的な役割を認め、

世界保健機関の国際保健規則(2005年)並び に公衆衛生に係る準備及び対応のために人の病原 体の取得の機会を確保することの重要性に留意し、 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利 益の公正かつ衡平な配分に関し、法的確実性を確 保することの重要性を認識し

さらに、遺伝資源の提供者と利用者間の相互 に合意する条件の交渉において、衡平さ及び公正 さを促進することの重要性を認識し、

アクセスと利益配分において女性が不可欠の 役割を果たすことを同じく認識し、また、生物多 様性保全のための政策決定及び実施のすべての段 階における女性の完全な参加が必要であることを 確認し、

条約のアクセスと利益配分に関する規定の効 果的な実施を更に支援することを決意し、

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識 が国境を越えて存在している場合、又は事前の情 報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能であ る場合に、当該遺伝資源及び伝統的知識の利用か ら生じる利益の公正かつ衡平な配分に対処するに は、革新的な解決策が必要であることを認識し、

食料の安全保障、公衆衛生、生物多様性の保 全、気候変動の緩和及び適応にとって、遺伝資源 が重要であることを認識し、

農業生物多様性の特殊な性質、その固有の特徴及び固有の解決策を必要とする問題を認識し、

食料及び農業に用いられる遺伝資源に関する すべての国の相互依存性とともに、世界の食料の 安全保障の達成にとって、並びに貧困緩和及び気 候変動との関連における農業の持続可能な開発に とってのその特殊な性質及び重要性を認識し、ま たこの点に関して、食料及び農業のための植物遺 伝資源に関する国際条約及び FAO 食料農業遺伝資 源委員会の根本的役割を認識し、

世界保健機関の国際保健規則(2005 年)と、 公衆衛生対策及び対応のためにヒト病原体へのア クセスを確保することの重要性とに留意し、 Acknowledging ongoing work in other international forums relating to access and benefit-sharing,

Recalling the Multilateral System of Access and Benefit-sharing established under the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture developed in harmony with the Convention,

Recognizing that international instruments related to access and benefitsharing should be mutually supportive with a view to achieving the objectives of the Convention,

Recalling the relevance of Article 8(j) of the Convention as it relates to traditional knowledge associated with genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of such knowledge,

Noting the interrelationship between genetic resources and traditional knowledge, their inseparable nature for indigenous and local communities, the importance of the traditional knowledge for the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components, and for the sustainable livelihoods of these communities,

Recognizing the diversity of circumstances in which traditional knowledge associated with genetic resources is held or owned by indigenous and local communities,

Mindful that it is the right of indigenous and local communities to identify the rightful holders of their traditional knowledge associated with genetic resources, within their communities,

Further recognizing the unique circumstances where traditional knowledge associated with genetic resources is held in countries, which may be oral, documented or in other forms, reflecting a rich cultural heritage relevant for conservation and sustainable use of biological diversity,

Noting the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, and

Affirming that nothing in this Protocol shall be construed as diminishing or extinguishing the existing rights of indigenous and local communities,

取得の機会及び利益の配分に関連する他の 国際的な場において進められている作業を認め、

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する 国際条約の下で設立された取得の機会及び利益の 配分に関する多数国間の制度が条約と調和する方 法によって設けられたことを想起し、

取得の機会及び利益の配分に関する国際文書 が条約の目的を達成するために相互に補完的であ るべきことを認識し、

条約第8条(j)の規定が遺伝資源に関連する 伝統的な知識及びその利用から生ずる利益の公正 かつ衡平な配分について有する関連性を想起し、

遺伝資源と伝統的な知識との間の相互関係、 遺伝資源及び伝統的な知識が先住民の社会及び地 域社会と不可分であるという性質並びに生物の多 様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用の ため並びにこれらの社会における持続可能な暮ら しのために伝統的な知識が有する重要性に留意し、

先住民の社会及び地域社会が遺伝資源に関連 する伝統的な知識を保ち、又は有している状況の 多様性を認識し、

先住民の社会及び地域社会がこれらの社会の 遺伝資源に関連する伝統的な知識を正当に有する 者をこれらの社会内において特定する権利を有す ることに留意し、

さらに、各国において遺伝資源に関連する伝 統的な知識が口承、文書その他の形態により特有 の状況の下で保たれていること並びにこれらの状 況が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関 連する豊かな文化遺産を反映するものであること を認識し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言に留意 し、

この議定書のいかなる規定も先住民の社会及 び地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させる ものと解してはならないことを確認して、 アクセスと利益配分に関し、他の国際的な協 議の場において現在行われている作業を認識し、

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する 国際条約の下で設置されたアクセスと利益配分に 関する多国間システムが条約と調和して策定され たことを想起し、

アクセスと利益配分に関する国際文書が、条 約の目的を達成するために相互補完的であるべき ことを認識し、

条約第8条(j)は、遺伝資源に関連する伝統的 知識、並びに当該知識の利用から生じる利益の公 正かつ衡平な配分に関する条項であり、そのため 同条の関連性を想起し、

遺伝資源と伝統的知識の相互関係、両者が原 住民の社会及び地域社会にとって不可分の性質を 持つこと、並びに伝統的知識が生物多様性の保全、 その構成要素の持続可能な利用及び当該社会の持 続可能な生計にとって重要であることに留意し、

遺伝資源に関連する伝統的知識が原住民の社 会及び地域社会により保有され又は所有される状 況が多様であることを認識し、

原住民の社会及び地域社会において、遺伝資 源に関連する伝統的知識の正当な保有者をこれら 社会内において特定することは当該社会の権利で あることに留意し、

遺伝資源に関連する伝統的知識が生物多様性 の保全及び持続可能な利用に関連する豊かな文化 遺産であることを反映して、各国における保有状 況が、口承、文書又はその他の形式によるなど特 有のものであることをさらに認識し、

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に 留意し、

この議定書のいかなる規定も、原住民の社会 及び地域社会の既存の権利を縮小又は消滅させる ものと解してはならないことを確認し、 Have agreed as follows:

ARTICLE 1 OBJECTIVE

The objective of this Protocol is the fair and equitable sharing of the benefits arising from the utilization of genetic resources, including by appropriate access to genetic resources and by appropriate transfer of relevant technologies, taking into account all rights over those resources and to technologies, and by appropriate funding, thereby contributing to the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components.

ARTICLE 2 USE OF TERMS

The terms defined in Article 2 of the Convention shall apply to this Protocol. In addition, for the purposes of this Protocol:

(a) "Conference of the Parties" means the Conference of the Parties to the Convention;

(b) "Convention" means the Convention on Biological Diversity;

(c) "Utilization of genetic resources" means to conduct research and development on the genetic and/or biochemical composition of genetic resources, including through the application of biotechnology as defined in Article 2 of the Convention;

 (d) "Biotechnology" as defined in Article 2 of the Convention means any technological application that uses biological systems, living organisms, or derivatives thereof, to make or modify products or processes for specific use;

(e) "Derivative" means a naturally occurring biochemical compound resulting from the genetic expression or metabolism of biological or genetic resources, even if it does not contain functional units of heredity. 次のとおり協定した。

第1条 目的

この議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し(遺伝資源及び関連のある技術についての全ての権利を考慮に入れた上での当該遺伝資源の取得の適当な機会及び当該関連のある技術の適当な移転並びに適当な資金供与によって配分することを含む。)、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする。

第2条 用語

条約第2条に定義する用語は、この議定書に 適用する。さらに、この議定書の適用上、

(a) 「締約国会議」とは、条約の締約国会議 をいう。

(b) 「条約」とは、生物の多様性に関する条約をいう。

(c)「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺 伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発 (条約第2条に定義するバイオテクノロジーを用 いるものを含む。)を行うことをいう。

(d) 条約第2条に定義する「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物 又はその派生物を利用する応用技術をいう。

(e) 「派生物」とは、天然に存在する生化学 的化合物であって、生物資源又は遺伝資源の遺伝 的な発現又は代謝の結果として生ずるもの(遺伝 の機能的な単位を有していないものを含む。)を いう。 次のとおり協定した。

第1条 目的

この議定書は、遺伝資源及び技術に対するす べての権利を考慮し、遺伝資源への適切なアクセ ス及び関連する技術の適切な移転、並びに適切な 資金供与などにより、遺伝資源の利用から生じる 利益を公正かつ衡平に配分することを目的とし、 もって生物多様性の保全とその構成要素の持続可 能な利用に貢献しようとするものである。

第2条 用語

条約第2条に定義する用語をこの議定書に適 用する。またこの議定書の適用上、

(a) 「締約国会議」とは、条約の締約国会議 をいう。

(b) 「条約」とは、生物の多様性に関する条約をいう。

(c) 「遺伝資源の利用」とは、条約第2条に 定義するバイオテクノロジーの応用を通じたもの も含め、遺伝資源の遺伝的及び/又は生化学的な 構成に関する研究及び開発の行為をいう。

(d) 条約第2条に定義する「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

(e) 「派生物」とは、生物資源若しくは遺伝 資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天 然に存在する生化学化合物をいい、遺伝の機能的 な単位を有しないものも含む。

ARTICLE 3 SCOPE

This Protocol shall apply to genetic resources within the scope of Article 15 of the Convention and to the benefits arising from the utilization of such resources. This Protocol shall also apply to traditional knowledge associated with genetic resources within the scope of the Convention and to the benefits arising from the utilization of such knowledge.

ARTICLE 4

RELATIONSHIP WITH INTERNATIONAL AGREEMENTS AND INSTRUMENTS

1. The provisions of this Protocol shall not affect the rights and obligations of any Party deriving from any existing international agreement, except where the exercise of those rights and obligations would cause a serious damage or threat to biological diversity. This paragraph is not intended to create a hierarchy between this Protocol and other international instruments.

2. Nothing in this Protocol shall prevent the Parties from developing and implementing other relevant international agreements, including other specialized access and benefit-sharing agreements, provided that they are supportive of and do not run counter to the objectives of the Convention and this Protocol.

3. This Protocol shall be implemented in a mutually supportive manner with other international instruments relevant to this Protocol. Due regard should be paid to useful and relevant ongoing work or practices under such international instruments and relevant international organizations, provided that they are supportive of and do not run counter to the objectives of the Convention and this Protocol.

第3条 適用範囲

この議定書は、条約第15条の規定の範囲内の 遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適 用する。この議定書は、遺伝資源に関連する伝統 的な知識であって条約の範囲内のもの及び当該伝 統的な知識の利用から生ずる利益についても適用 する。

第4条 国際協定及び国際文書との関係

1 この議定書は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が 生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。この1の規定は、この議定 書と他の国際文書との間に序列を設けることを意図するものではない。

2 この議定書のいかなる規定も、締約国が他の関 連する国際協定(取得の機会及び利益の配分に関 する他の専門的な協定を含む。)を作成し、及び 実施することを妨げるものではない。ただし、当 該国際協定が条約及びこの議定書の目的を助長し、 かつ、これらに反しない場合に限る。

3 この議定書は、この議定書に関連する他の国際 文書と相互に補完的な方法で実施する。当該国際 文書及び関連する国際機関の下での有用なかつ関 連する実施中の作業又は慣行に対して、妥当な考 慮が払われるべきである。ただし、当該作業又は 当該慣行が条約及びこの議定書の目的を助長し、 かつ、これらに反しない場合に限る。

第3条 適用範囲

この議定書は、条約第15条の適用範囲内の遺 伝資源及び当該遺伝資源の利用から生じる利益に 適用する。そのほかこの議定書は、条約の適用範 囲内の遺伝資源に関連する伝統的知識及び当該伝 統的知識の利用から生じる利益にも適用する。

第4条 国際協定及び国際文書との関係

1. この議定書の規定は、既存の国際協定に基づ く締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものでは ない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務 の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与え る場合は、この限りではない。本項の規定は、こ の議定書と他の国際文書との間に序列をつけるこ とを意図するものではない。

2. この議定書のいかなる規定も、締約国が、他 の特定分野のアクセスと利益配分に関する協定を はじめ、他の関連する国際協定を策定し及び実施 することを妨げるものではない。ただし、それら の協定が条約及びこの議定書の目的を支持しかつ これに反しないことを条件とする。

3. この議定書は、この議定書に関連する他の国際文書と相互補完的に実施される。当該国際文書 及び関連する国際機関の下で進められている有用 で関連のある作業又は慣行に対しては、相当の注 意を払うべきである。ただし、当該作業又は慣行 が条約及びこの議定書の目的を支持しかつこれに 反しないことを条件とする。 4. This Protocol is the instrument for the implementation of the access and benefit-sharing provisions of the Convention. Where a specialized international access and benefit-sharing instrument applies that is consistent with, and does not run counter to the objectives of the Convention and this Protocol, this Protocol does not apply for the Party or Parties to the specialized instrument in respect of the specific genetic resource covered by and for the purpose of the specialized instrument.

ARTICLE 5 FAIR AND EQUITABLE BENEFIT-SHARING

1. In accordance with Article 15, paragraphs 3 and 7 of the Convention, benefits arising from the utilization of genetic resources as well as subsequent applications and commercialization shall be shared in a fair and equitable way with the Party providing such resources that is the country of origin of such resources or a Party that has acquired the genetic resources in accordance with the Convention. Such sharing shall be upon mutually agreed terms.

2. Each Party shall take legislative, administrative or policy measures, as appropriate, with the aim of ensuring that benefits arising from the utilization of genetic resources that are held by indigenous and local communities, in accordance with domestic legislation regarding the established rights of these indigenous and local communitiesr over these genetic resources, are shared in a fair and equitable way with the communities concerned, based on mutually agreed terms.

3. To implement paragraph 1 above, each Party shall take legislative, administrative or policy measures, as appropriate.

4. Benefits may include monetary and non monetary benefits, including but not limited to those listed in the Annex.

4 この議定書は、条約の取得の機会及び利益の配 分に関する規定を実施するための文書である。取 得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文 書であって、条約及びこの議定書の目的と適合し、 かつ、これらに反しないものが適用される場合に は、この議定書は、当該国際文書が対象とし、及 び適用される特定の遺伝資源に関しては、当該国 際文書の当事国については、適用しない。

第5条 公正かつ衡平な利益の配分

1 遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業 化から生ずる利益は、条約第15条3及び7の規定 に従い、当該遺伝資源を提供する締約国(当該遺 伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従っ て当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限 る。)と公正かつ衡平に配分する。その配分は、相 互に合意する条件に基づいて行う。

2 締約国は、遺伝資源についての先住民の社会及 び地域社会の確立された権利に関する国内法令に 従って先住民の社会及び地域社会が保有する遺伝 資源の利用から生ずる利益が、相互に合意する条 件に基づいて、当該先住民の社会及び地域社会と 公正かつ衡平に配分されることを確保することを 目指して、適宜、立法上、行政上又は政策上の措 置をとる。

3 締約国は、1の規定を実施するため、適宜、立 法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4 利益には、金銭的及び非金銭的な利益(附属書 に掲げるものを含むが、これらに限らない。)を含 めることができる。 4. この議定書は、条約のアクセスと利益配分に 関する規定を実施するための文書である。特定分 野のアクセスと利益配分に関する国際文書で、条 約及びこの議定書の目的に合致し及びこれに反し ないものが適用される場合には、当該国際文書の 対象となる特定の遺伝資源に関しては、当該文書 の目的上、この議定書は当該文書の締約国には適 用されない。

第5条 公正かつ衡平な利益配分

1. 条約第15条3及び7に従い、遺伝資源の利用 並びにその後の応用及び商業化から生じる利益は、 当該資源を提供する締約国(当該資源の原産国又 は当該資源を条約の規定に従って取得した締約国) と、公正かつ衡平に配分される。当該配分は相互 に合意する条件で行う。

2. 各締約国は、原住民の社会及び地域社会が保 有する遺伝資源の利用から生じる利益を、当該遺 伝資源に対するそれらの社会の確立された権利に 関する国内法に従い、相互に合意する条件に基づ いて、関係する社会と公正かつ衡平に配分するこ とを確保することを目的として、適宜、立法上、 行政上又は政策上の措置をとる。

3. 上記1の規定を実施するため、各締約国は適 宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4. 利益には附属書に示すものをはじめ、金銭的 利益及び非金銭的利益を含めることができる。た だし、これに限るものではない。 5. Each Party shall take legislative, administrative or policy measures as appropriate, in order that the benefits arising from the utilization of traditional knowledge associated with genetic resources are shared in a fair and equitable way with indigenous and local communities holding such knowledge. Such sharing shall be upon mutually agreed terms.

ARTICLE 6 ACCESS TO GENETIC RESOURCES

1. In the exercise of sovereign rights over natural resources, and subject to domestic access and benefit-sharing legislation or regulatory requirements, access to genetic resources for their utilization shall be subject to the prior informed consent of the Party providing such resources that is the country of origin of such resources or a Party that has acquired the genetic resources in accordance with the Convention, unless otherwise determined by that Party.

2. In accordance with domestic law, each Party shall take measures, as appropriate, with the aim of ensuring that the prior informed consent or approval and involvement of indigenous and local communities is obtained for access to genetic resources where they have the established right to grant access to such resources.

3. Pursuant to paragraph 1 above, each Party requiring prior informed consent shall take the necessary legislative, administrative or policy measures, as appropriate, to:

(a) Provide for legal certainty, clarity and transparency of their domestic access and benefit sharing legislation or regulatory requirements;

(b) Provide for fair and non-arbitrary rules and procedures on accessing genetic resources;

(c) Provide information on how to apply for prior informed consent;

5 締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識の 利用から生ずる利益が当該伝統的な知識を有する 先住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分 されるよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の 措置をとる。その配分は、相互に合意する条件に 基づいて行う。

第6条 遺伝資源の取得の機会

1 遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源を提供する締約国(当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。)が、天然資源に対する主権的権利の行使として、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、情報に基づいて事前に同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。

2 締約国は、先住民の社会及び地域社会が遺伝資 源の取得の機会を与える確立された権利を有する 場合における当該遺伝資源の取得の機会について、 当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事 前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承 認及び関与が得られることを確保することを目指 して、適宜、国内法令に従って措置をとる。

3 情報に基づく事前の同意を得ることを要求す る締約国は、1 の規定に従い、次のことを行うた め、適宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措 置をとる。

(a) 取得の機会及び利益の配分に関する国 内の法令又は規則の法的な確実性、明確性及び透 明性を確保すること。

(b) 遺伝資源の取得の機会に関する公正な、 かつ、恣意的でない規則及び手続を定めること。

(c) 情報に基づく事前の同意を申請する方 法に関する情報を提供すること。 5. 各締約国は、遺伝資源に関連する伝統的知識 の利用から生じる利益を、当該伝統的知識を保有 する原住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に 配分するために、適宜、立法上、行政上、又は 政策上の措置をとる。当該配分は相互に合意する 条件で行う。

第6条 遺伝資源へのアクセス

1. 天然資源に対する主権的権利を行使するに当 たり、また、アクセスと利益配分に関するその国 の法律又は規制要件に従い、利用を目的とした遺 伝資源へのアクセスには、当該資源を提供する締 約国(当該資源の原産国又は当該資源を条約の規 定に従って取得した締約国)が別段の決定を行う 場合を除き、その国の事前の情報に基づく同意を 必要とする。

2. 国内法に従い、各締約国は、原住民の社会及 び地域社会が遺伝資源へのアクセスを付与する確 立された権利を有する場合には、当該資源へのア クセスに関して、原住民の社会及び地域社会の事 前の情報に基づく同意又は承認及び関与を得るこ とを確保することを目的として、適宜、措置をと る。

3. 上記1の規定に従い、事前の情報に基づく同 意を求める各締約国は、次のことを行うため、適 宜、立法上、行政上又は政策上の必要な措置をと る。

(a) アクセスと利益配分に関する自国の法 律又は規制要件の法的な確実性、明確性及び透明 性について定める

(b) 遺伝資源へのアクセスに関する公正か つ非恣意的な規則及び手続について定める

(c) 事前の情報に基づく同意の申請方法に ついての情報を提供する (d) Provide for a clear and transparent written decision by a competent national authority, in a cost-effective manner and within a reasonable period of time;

(e) Provide for the issuance at the time of access of a permit or its equivalent as evidence of the decision to grant prior informed consent and of the establishment of mutually agreed terms, and notify the Access and Benefit-sharing Clearing-House accordingly;

(f) Where applicable, and subject to domestic legislation, set out criteria and/or processes for obtaining prior informed consent or approval and involvement of indigenous and local communities for access to genetic resources; and

(g) Establish clear rules and procedures for requiring and establishing mutually agreed terms. Such terms shall be set out in writing and may include, *inter alia*:

- (i) A dispute settlement clause;
- (ii) Terms on benefit-sharing, including in relation to intellectual property rights;
- (iii) Terms on subsequent third-party use, if any; and
- (iv) Terms on changes of intent, where applicable.

ARTICLE 7

ACCESS TO TRADITIONAL KNOWLEDGE ASSOCIATED WITH GENETIC RESOURCES

In accordance with domestic law, each Party shall take measures, as appropriate, with the aim of ensuring that traditional knowledge associated with genetic resources that is held by indigenous and local communities is accessed with the prior and informed consent or approval and involvement of these indigenous and local communities, and that mutually agreed terms have been established. (d) 自国の権限のある当局が費用対効果の 大きい方法で、かつ、合理的な期間内に、明確な、 かつ、透明性のある決定であって書面によるも のを行うことについて定めること。

(e) 情報に基づく事前の同意を与えるとの 決定及び相互に合意する条件の設定を証明するも のとして取得の機会の提供の際に許可証又はこれ に相当するものを発給することについて定め、並 びに取得の機会及び利益の配分に関する情報交換 センターに通報すること。

(f) 該当する場合には、遺伝資源の取得の機 会について先住民の社会及び地域社会の情報に基 づく事前の同意又は先住民の社会及び地域社会の 承認及び関与を得るための基準又は手続を国内法 令に従って定めること。

(g) 相互に合意する条件を要求し、及び設定 するための明確な規則及び手続を確立すること。 当該条件は、書面により明示されなければならず、 及び特に次の事項を含むことができる。

(i) 紛争解決条項

(ii) 利益の配分に関する条件(知的財 産権に関するものを含む。)

(iii) 第三者によるその後の利用がある
 場合には、当該利用に関する条件
 (iv) 該当する場合には、目的の変更に
 関する条件

第7条 遺伝資源に関連する 伝統的な知識の取得の機会

締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識 であって先住民の社会及び地域社会が有するもの が当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく 事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の 承認及び関与を得て取得されること並びに相互に 合意する条件が設定されていることを確保するこ とを目指して、適宜、国内法令に従って措置をと る。 (d) コスト効果の高い方法で及び合理的な 期間内に、権限ある国内当局の書面による明確か つ透明な決定について定める

(e) 事前の情報に基づく同意を付与する決定の証拠及び相互に合意する条件を設定したことの証拠として、許可証若しくはそれに相当するものをアクセスの時点で交付することを定め、並びに、その旨を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に通報する

(f) 該当する場合には、及び国内法に従い、 遺伝資源へのアクセスに関する原住民の社会及び 地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認を得 るための、及び彼らの関与に関する基準及び/又 は手続について定める

(g) 相互に合意する条件を要求し設定する ための明確な規則及び手続を定める。当該条件は 書面で定め、特に以下を含めることができる

(i) 紛争解決条項

(ii) 利益配分の条件、これには知的財 産権に関連するものも含む

(iii) のちに第三者による利用がある場合の条件

(iv) 意図が変更された場合の条件(該当する場合)

第7条 遺伝資源に関連する 伝統的知識へのアクセス

国内法に従い、各締約国は、原住民の社会及 び地域社会が保有する遺伝資源に関連する伝統的 知識へのアクセスが、当該原住民の社会及び地域 社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び関与 を得て行われること、並びに相互に合意する条件 が締結されていることを確保することを目的とし て、適宜、措置をとる。

ARTICLE 8 SPECIAL CONSIDERATIONS

In the development and implementation of its access and benefit-sharing legislation or regulatory requirements, each Party shall:

(a) Create conditions to promote and encourage research which contributes to the conservation and sustainable use of biological diversity, particularly in developing countries, including through simplified measures on access for non-commercial research purposes, taking into account the need to address a change of intent for such research;

(b) Pay due regard to cases of present or imminent emergencies that threaten or damage human, animal or plant health, as determined nationally or internationally. Parties may take into consideration the need for expeditious access to genetic resources and expeditious fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of such genetic resources, including access to affordable treatments by those in need, especially in developing countries;

(c) Consider the importance of genetic resources for food and agriculture and their special role for food security.

ARTICLE 9

CONTRIBUTION TO CONSERVATION AND SUSTAINABLE USE

The Parties shall encourage users and providers to direct benefits arising from the utilization of genetic resources towards the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components.

第8条 特別の考慮事項

締約国は、取得の機会及び利益の配分に関す る自国の法令又は規則を定め、及び実施するに当 たり、次のことを行う。

(a) 特に開発途上国において、生物の多様性 の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進 し、及び奨励するための条件(非商業的な目的の 研究のための取得の機会について、当該研究の目 的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡易な 措置によることとすることを含む。)を整えるこ と。

(b) 人、動物又は植物の健康に脅威又は損害 を与える現在の又は差し迫った緊急事態であると 国内で又は国際的に認められた事態に妥当な考慮 を払うこと。締約国は、遺伝資源の迅速な取得の 機会及び当該遺伝資源の利用から生ずる利益の迅 速で公正かつ衡平な配分(特に開発途上国におい て、治療を必要とする者が負担しやすい費用で治 療を受けることができることを含む。)の必要性 を考慮することができる。

(c) 食料及び農業のための遺伝資源の重要 性並びにそれらが食糧安全保障に果たす特別な役 割を考慮すること。

第9条 保全及び持続可能な利用への貢献

締約国は、利用者及び提供者に対し、遺伝資 源の利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及 びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう奨 励する。

第8条 特別な考慮

各締約国は、アクセスと利益配分に関する自 国の法律又は規制要件を策定し実施する際に、次 のことを行う。

(a) 特に開発途上国における生物多様性の 保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し 及び奨励するような条件を整える。それには、研 究の意図の変更に対処する必要性を考慮した上で、 非商業目的での研究のためのアクセスに関する簡 素化された措置を含む。

(b) 国内又は国際的に定められる現在の又 は急迫した緊急事態であって、ヒト、動物又は植 物の健康を脅かす又は損なう事態に対し、相当の 注意を払う。締約国は、遺伝資源への迅速なアク セスの必要性及び当該遺伝資源の利用から生じる 利益の迅速で公正かつ衡平な配分(特に開発途上 国において、必要とする人々への安価な治療への アクセスを含む)の必要性を考慮することができ る。

(c) 食料農業用遺伝資源の重要性、及びそれ が食料の安全保障に果たす特別な役割に考慮する。

第9条

保全及び持続可能な利用への貢献

締約国は、遺伝資源の利用から生じる利益を 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な 利用に振り向けるよう、利用者及び提供者に奨励 する。

ARTICLE 10

GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM

Parties shall consider the need for and modalities of a global multilateral benefit-sharing mechanism to address the fair and equitable sharing of benefits derived from the utilization of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources that occur in transboundary situations or for which it is not possible to grant or obtain prior informed consent. The benefits shared by users of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources through this mechanism shall be used to support the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components globally.

ARTICLE 11 TRANSBOUNDARY COOPERATION

1. In instances where the same genetic resources are found *in situ* within the territory of more than one Party, those Parties shall endeavour to cooperate, as appropriate, with the involvement of indigenous and local communities concerned, where applicable, with a view to implementing this Protocol.

2. Where the same traditional knowledge associated with genetic resources is shared by one or more indigenous and local communities in several Parties, those Parties shall endeavour to cooperate, as appropriate, with the involvement of the indigenous and local communities concerned, with a view to implementing the objective of this Protocol.

第10条 地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する 伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在 するもの又は情報に基づく事前の同意を与えるこ と若しくは得ることができないものの利用から生 ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、 地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必 要性及び態様について検討する。遺伝資源及び遺 伝資源に関連する伝統的な知識の利用者がこの仕 組みを通じて配分する利益は、生物の多様性の保 全及びその構成要素の持続可能な利用を地球的規 模で支援するために利用される。

第11条 国境を越える協力

1 同一の遺伝資源が2以上の締約国の領域内の 生息域内において存在する場合には、当該2以上 の締約国は、この議定書を実施するため、該当す るときは関係する先住民の社会及び地域社会の関 与を得て、適宜、協力するよう努める。

2 複数の締約国にわたる 1 又は 2 以上の先住民 の社会及び地域社会によって遺伝資源に関連する 同一の伝統的な知識が共有されている場合には、 当該複数の締約国は、この議定書の目的を実現す るため、関係する先住民の社会及び地域社会の関 与を得て、適宜、協力するよう努める。

第10条 地球規模の多国間利益配分の仕組み

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する 伝統的知識が国境を越えて存在する場合、又は事 前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可 能である場合に、その利用から生じる利益の公正 かつ衡平な配分に対処するため、地球規模の多国 間利益配分の仕組みの必要性及び態様について検 討する。この仕組みを通じて遺伝資源及び遺伝資 源に関連する伝統的知識の利用者が配分する利益 は、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可 能な利用を地球規模で支援するために用いる。

第11条 国境を越えた協力

 同一の遺伝資源が、複数の締約国の領域内に ある生息域内に認められる場合、当該締約国は、 この議定書を実施するため、該当する場合には関 係する原住民の社会及び地域社会の関与を得て、 適宜、協力するよう努める。

2. 遺伝資源に関連する同一の伝統的知識を複数 の締約国内にある一つ又はそれ以上の原住民の社 会及び地域社会で共有している場合、当該締約国 は、この議定書の目的を実施するため、関係する 原住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、 協力するよう努める。

ARTICLE 12 TRADITIONAL KNOWLEDGE ASSOCIATED WITH GENETIC RESOURCES

1. In implementing their obligations under this Protocol, Parties shall in accordance with domestic law take into consideration indigenous and local communities' customary laws, community protocols and procedures, as applicable, with respect to traditional knowledge associated with genetic resources.

2. Parties, with the effective participation of the indigenous and local communities concerned, shall establish mechanisms to inform potential users of traditional knowledge associated with genetic resources about their obligations, including measures as made available through the Access and Benefit-sharing Clearing-House for access to and fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of such knowledge.

3. Parties shall endeavour to support, as appropriate, the development by indigenous and local communities, including women within these communities, of:

(a) Community protocols in relation to access to traditional knowledge associated with genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of such knowledge;

(b) Minimum requirements for mutually agreed terms to secure the fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of traditional knowledge associated with genetic resources; and

(c) Model contractual clauses for benefit-sharing arising from the utilization of traditional knowledge associated with genetic resources.

4. Parties, in their implementation of this Protocol, shall, as far as possible, not restrict the customary use and exchange of genetic resources and associated traditional knowledge within and amongst indigenous and local communities in accordance with the objectives of the Convention.

第12条 遺伝資源に関連する伝統的な知識

1 締約国は、この議定書に基づく義務の履行に当 たり、遺伝資源に関連する伝統的な知識について 、該当する場合には先住民の社会及び地域社会の 慣習法、規範及び手続を国内法令に従って考慮す る。

2 締約国は、関係する先住民の社会及び地域社会の効果的な参加を得て、遺伝資源に関連する伝統的な知識の潜在的な利用者に対し当該潜在的な利用者の義務(伝統的な知識の取得の機会及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置であって、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを通じて参照することができるものを含む。)を知らせるための仕組みを設ける。

3 締約国は、適当な場合には、先住民の社会及び 地域社会(これらの社会に属する女性を含む。) が次のことを行うことを支援するよう努める。

(a) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取 得の機会及び当該伝統的な知識の利用から生ずる 利益の公正かつ衡平な配分に関する規範を定める こと。

(b) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の利 用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保す るための相互に合意する条件に関する最低限の要 件を定めること。

(c) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の配分のための契約の条項のひな型を作成すること。

4 締約国は、この議定書の実施に当たり、条約の 目的に従い、先住民の社会及び地域社会の内部並 びにこれらの社会の間における遺伝資源及び関連 する伝統的な知識の利用慣行及び交換をできる限 り制限しない。

第12条 遺伝資源に関連する伝統的知識

1. 締約国は、この議定書に基づく義務の実施に 当たり、遺伝資源に関連する伝統的知識に関し、 国内法に従い、適宜、原住民の社会及び地域社会 の慣習法、共同体規約及び手続を考慮する。

2. 締約国は、関係する原住民の社会及び地域社 会の効果的な参加を得て、遺伝資源に関連する伝 統的知識の潜在的な利用者に対し、当該知識への アクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ 衡平な配分に関する利用者の義務について、「ア クセスと利益配分クリアリング・ハウス」を通じ て提供される手段を含め、情報を提供する仕組み を設置する。

3. 締約国は適宜、原住民の社会及び地域社会(こ れらの社会の女性を含む)による次のものの策定 を支援するよう努める。

(a) 遺伝資源に関連する伝統的知識へのア クセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡 平な配分に関する共同体規約

(b) 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用 から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保する ための、相互に合意する条件に関する最低要件

(c) 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用 から生じる利益配分に関するモデル契約条項

綿約国は、この議定書の実施に当たり、条約の目的に従い、原住民の社会及び地域社会の内部及び相互間で行われてきた遺伝資源及び関連する伝統的知識の慣習的利用及び交換を、可能な限り、制限してはならない。

ARTICLE 13

NATIONAL FOCAL POINTS AND COMPETENT NATIONAL AUTHORITIES

1. Each Party shall designate a national focal point on access and benefitsharing. The national focal point shall make information available as follows:

 (a) For applicants seeking access to genetic resources, information on procedures for obtaining prior informed consent and establishing mutually agreed terms, including benefit-sharing;

(b) For applicants seeking access to traditional knowledge associated with genetic resources, where possible, information on procedures for obtaining prior informed consent or approval and involvement, as appropriate, of indigenous and local communities and establishing mutually agreed terms including benefit-sharing; and

(c) Information on competent national authorities, relevant indigenous and local communities and relevant stakeholders.

The national focal point shall be responsible for liaison with the Secretariat.

2. Each Party shall designate one or more competent national authorities on access and benefit sharing. Competent national authorities shall, in accordance with applicable national legislative, administrative or policy measures, be responsible for granting access or, as applicable, issuing written evidence that access requirements have been met and be responsible for advising on applicable procedures and requirements for obtaining prior informed consent and entering into mutually agreed terms.

3. A Party may designate a single entity to fulfil the functions of both focal point and competent national authority.

第13条 中央連絡先及び権限のある当局

 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する 自国の中央連絡先を指定する。当該中央連絡先は
 、次の情報を利用可能にするとともに、事務局との連絡について責任を有する。

(a) 遺伝資源の取得の機会を求める申請者 に対しては、情報に基づく事前の同意を得るため 及び相互に合意する条件(利益の配分を含む。) を設定するための手続に関する情報

(b) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取 得の機会を求める申請者に対しては、可能な場合 には、先住民の社会及び地域社会の情報に基づく 事前の同意又は適当なときは先住民の社会及び地 域社会の承認及び関与を得るため並びに相互に合 意する条件(利益の配分を含む。)を設定するた めの手続に関する情報

(c) 自国の権限のある当局、関係する先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者に関する情報

2 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する 1又は2以上の自国の権限のある当局を指定する。 当該権限のある当局は、適用される国内の立法上、 行政上又は政策上の措置に従い、取得の機会を与 える責任又は該当する場合には取得のための要件 が満たされていることを証明する文書を発給する 責任を有し、並びに情報に基づく事前の同意を得 るため及び相互に合意する条件を設定するための 適用される手続及び要件について助言する責任を 有する。

3 締約国は、自国の中央連絡先及び権限のある当 局の双方の任務を遂行する単一の組織を指定する ことができる。

第13条 各国の政府窓口及び権限ある国内当局

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関して一つの政府窓口を指定する。この各国の政府窓口は、 次のような情報を提供する。

(a) 遺伝資源へのアクセスを求める申請者 を対象とし、事前の情報に基づく同意の取得及び 相互に合意する条件の設定(利益配分を含む)の ための手続に関する情報

(b) 可能な場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスを求める申請者を対象とし、 原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく 同意又は承認及び関与を適宜得るための手続、並 びに相互に合意する条件(利益配分を含む)の設 定のための手続に関する情報

(c) 権限ある国内当局、関連する原住民の社 会及び地域社会、並びに関連する利害関係者に関 する情報

各国の政府窓口は、事務局との連絡について責任 を負う。

2. 各締約国はアクセスと利益配分に関する一つ 又はそれ以上の権限ある国内当局を指定する。権 限ある国内当局は、適用される各国の立法上、行 政上又は政策上の措置に従い、アクセスの付与に 対して、又は該当する場合にはアクセス要件が満 たされたことの書面による証拠の交付に対して責 任を負い、かつ、事前の情報に基づく同意の取得 及び相互に合意する条件の設定に関して適用可能 な手続及び要件について助言する責任を負う。

3. 締約国は、政府窓口と権限ある国内当局の双 方の機能を果たす単一の組織を指定することがで きる。 4. Each Party shall, no later than the date of entry into force of this Protocol for it, notify the Secretariat of the contact information of its national focal point and its competent national authority or authorities. Where a Party designates more than one competent national authority, it shall convey to the Secretariat, with its notification thereof, relevant information on the respective responsibilities of those authorities. Where applicable, such information shall, at a minimum, specify which competent authority is responsible for the genetic resources sought. Each Party shall forthwith notify the Secretariat of any changes in the designation of its national focal point or in the contact information or responsibilities of its competent national authority or authorities.

5. The Secretariat shall make information received pursuant to paragraph 4 above available through the Access and Benefit-sharing Clearing-House.

ARTICLE 14 THE ACCESS AND BENEFIT-SHARING CLEARING-HOUSE AND INFORMATION SHARING

1. An Access and Benefit-sharing Clearing-House is hereby established as part of the clearing house mechanism under Article 18, paragraph 3, of the Convention. It shall serve as a means for sharing of information related to access and benefit-sharing. In particular, it shall provide access to information made available by each Party relevant to the implementation of this Protocol.

2. Without prejudice to the protection of confidential information, each Party shall make available to the Access and Benefit-sharing Clearing-House any information required by this Protocol, as well as information required pursuant to the decisions taken by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. The information shall include:

(a) Legislative, administrative and policy measures on access and benefit-sharing;

(b) Information on the national focal point and competent national authority or authorities; and

4 締約国は、この議定書が自国について効力を生 ずる日までに、事務局に対し、自国の中央連絡先 及び権限のある当局の連絡先を通報する。締約国 は、2以上の権限のある当局を指定する場合には、 その通報とともにこれらの当局のそれぞれの責任 に関する関連情報を事務局に送付する。当該関連 情報においては、該当する場合には、少なくとも、 どの権限のある当局が求められている遺伝資源に ついて責任を有しているかを特定する。締約国は、 自国の中央連絡先の指定の変更又は自国の権限の ある当局の連絡先若しくは責任の変更を直ちに事 務局に通報する。

5 事務局は、4の規定によって受領した情報を取 得の機会及び利益の配分に関する情報交換センタ ーを通じて利用可能にする。

第14条 取得の機会及び利益の配分に関する 情報交換センター及び情報の共有

1 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換 センターは、条約第18条3の規定に基づく情報交 換の仕組みの一部として設置する。同センターは、 取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有の ための媒体としての役割を果たす。特に、同セン ターは、この議定書の実施に関して締約国によっ て利用可能とされる情報へのアクセスを提供する。

2 締約国は、秘密の情報の保護を妨げられること なく、この議定書によって必要とされている情報 及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議による決定に従って必要とされる 情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交 換センターに提供する。これらの情報には、次の ものを含める。

(a) 取得の機会及び利益の配分に関する立 法上、行政上及び政策上の措置

(b) 自国の中央連絡先及び権限のある当局 に関する情報 4. 各締約国は、この議定書が自国について効力 を生ずる日までに、事務局に対し、政府窓口及び 権限ある国内当局の連絡先情報を通報する。締約 国は、複数の権限ある国内当局を指定する場合に は、その通報と共に、これらの当局のそれぞれの 責任に関する関連情報を事務局に連絡する。それ に該当する場合、当該情報においては、少なくと もどの権限ある当局が、求められている遺伝資源 に責任を負うかを特定する。各締約国は、その政 府窓口の指定の変更、又は権限ある国内当局の連 絡先情報若しくは責任の変更がある場合には、直 ちにそれを事務局に通報する。

5. 事務局は、上記4の規定に従って受領した情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」 を通じて提供する。

第14条 アクセスと利益配分クリアリング・ハウス及び 情報の共有

1. 条約第 18 条 3 に基づく情報交換の仕組みの 一部として、この議定書により、「アクセスと利 益配分クリアリング・ハウス」を設置する。この クリアリング・ハウスは、アクセスと利益配分に 関する情報を共有する手段としての役割を果たす。 特に、各締約国から提供されたこの議定書の実施 に関連する情報について、利用の機会を提供する。

2. 各締約国は、秘密情報の保護が損なわれるこ となく、この議定書により要求される情報並びに この議定書の締約国の会合としての役割を果たす 締約国会議の下した決定に従って要求される情報 を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」 に提供する。この情報は以下を含む。

(a) アクセスと利益配分に関する立法上、行 政上及び政策上の措置

(b) 各国の政府窓口及び権限ある国内当局 に関する情報 (c) Permits or their equivalent issued at the time of access as evidence of the decision to grant prior informed consent and of the establishment of mutually agreed terms.

3. Additional information, if available and as appropriate, may include:

(a) Relevant competent authorities of indigenous and local communities, and information as so decided;

- (b) Model contractual clauses;
- (c) Methods and tools developed to monitor genetic resources; and
- (d) Codes of conduct and best practices.

4 The modalities of the operation of the Access and Benefit-sharing Clearing-House, including reports on its activities, shall be considered and decided upon by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol at its first meeting, and kept under review thereafter.

ARTICLE 15

COMPLIANCE WITH DOMESTIC LEGISLATION OR REGULATORY REQUIREMENTS ON ACCESS AND BENEFIT-SHARING

1. Each Party shall take appropriate, effective and proportionate legislative, administrative or policy measures to provide that genetic resources utilized within its jurisdiction have been accessed in accordance with prior informed consent and that mutually agreed terms have been established, as required by the domestic access and benefit-sharing legislation or regulatory requirements of the other Party.

(c) 情報に基づく事前の同意を与えるとの 決定及び相互に合意する条件の設定を証明するも のとして取得の機会の提供の際に発給された許可 証又はこれに相当するもの

3 追加的な情報には、入手可能であり、かつ、適 当な場合には、次のものを含めることができる。

(a) 先住民の社会及び地域社会の権限のある関係機関並びに当該機関が権限を有することの決定についての情報

(b) 契約の条項のひな型

(c) 遺伝資源について監視するために定め られた方法及び手段

(d) 行動規範及び最良の実例

4 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換 センターの活動の態様(その活動に関する報告を 含む。)については、この議定書の締約国の会合 としての役割を果たす締約国会議の第1回会合に おいて検討し、及び決定し、その後継続して検討 する。

第15条 取得の機会及び利益の配分に関する 国内の法令又は規則の遵守

1 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する 他の締約国の国内の法令又は規則に従い、自国の 管轄内で利用される遺伝資源が情報に基づく事前 の同意によって取得されており、及び相互に合意 する条件が設定されていることとなるよう、適当 で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行 政上又は政策上の措置をとる。 (c) 事前の情報に基づく同意を付与する決定の証拠及び相互に合意する条件を設定したことの証拠としてアクセスの時点で交付される許可証 又はそれに相当するもの

3. 追加的な情報には、入手可能な場合及び適宜、 次のものを含めることができる。

(a) 原住民の社会及び地域社会の関連する 権限ある当局、そう決定したことに関する情報

(b) モデル契約条項

(c) 遺伝資源をモニターするために開発された方法及びツール

(d) 行動規範及び優良事例

4. 「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」 の運用方法は、その活動に関する報告書を含め、 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす 締約国会議の第一回会合において検討し及び決定 し、その後継続して見直す。

第15条 アクセスと利益配分に関する 国内の法律又は規制要件の遵守

1. 各締約国は、相手方締約国のアクセスと利益 配分に関する国内の法律又は規制要件が要求する とおり、自国の管轄内で利用される遺伝資源への アクセスが事前の情報に基づく同意に従って行わ れており、かつ相互に合意する条件が設定されて いることを規定するための、適切で効果的かつ釣 合いのとれた立法上、行政上又は政策上の措置を とる。 2. Parties shall take appropriate, effective and proportionate measures to address situations of non-compliance with measures adopted in accordance with paragraph 1 above.

3. Parties shall, as far as possible and as appropriate, cooperate in cases of alleged violation of domestic access and benefit-sharing legislation or regulatory requirements referred to in paragraph 1 above.

ARTICLE 16

COMPLIANCE WITH DOMESTIC LEGISLATION OR REGULATORY REQUIREMENTS ON ACCESS AND BENEFIT-SHARING FOR TRADITIONAL KNOWLEDGE ASSOCIATED WITH GENETIC RESOURCES

1. Each Party shall take appropriate, effective and proportionate legislative, administrative or policy measures, as appropriate, to provide that traditional knowledge associated with genetic resources utilized within their jurisdiction has been accessed in accordance with prior informed consent or approval and involvement of indigenous and local communities and that mutually agreed terms have been established, as required by domestic access and benefit sharing legislation or regulatory requirements of the other Party where such indigenous and local communities are located.

2. Each Party shall take appropriate, effective and proportionate measures to address situations of non-compliance with measures adopted in accordance with paragraph 1 above.

3. Parties shall, as far as possible and as appropriate, cooperate in cases of alleged violation of domestic access and benefit-sharing legislation or regulatory requirements referred to in paragraph 1 above.

2 締約国は、1の規定に従ってとった措置の不遵 守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、 相応と認められる措置をとる。

3 締約国は、1に規定する取得の機会及び利益の 配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の 違反が申し立てられた事案について、可能かつ適 当な場合には協力する。

第16条 遺伝資源に関連する伝統的な知識の 取得の機会及び利益の配分に関する 国内の法令又は規則の遵守

1 締約国は、先住民の社会及び地域社会が所在する他の締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものが当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与によって取得されており、並びに相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当な場合には、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

2 締約国は、1の規定に従ってとった措置の不遵 守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、 相応と認められる措置をとる。

3 締約国は、1に規定する取得の機会及び利益の 配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の 違反が申し立てられた事案について、可能かつ適 当な場合には協力する。 2. 締約国は、上記1の規定に従ってとられた措置への不遵守の場合に対処するため、適切で効果的かつ釣合いのとれた措置をとる。

3. 締約国は、上記1に規定するアクセスと利益 配分に関する国内の法律又は規制要件への違反の 申立てがあった事案において、可能な限り及び適 宜、協力する。

第16条 遺伝資源に関連する伝統的知識への アクセスと利益配分に関する 国内の法律又は規制要件の遵守

1. 各締約国は、原住民の社会及び地域社会の所 在地である相手方締約国のアクセスと利益配分に 関する国内の法律又は規制要件が要求するとおり、 自国の管轄内で利用される遺伝資源に関連する伝 統的知識へのアクセスが、原住民の社会及び地域 社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び関与 に従って行われており、かつ相互に合意する条件 が設定されていることを規定するための、適切で 効果的かつ釣合いのとれた立法上、行政上又は政 策上の措置を適宜とる。

2. 各締約国は、上記1の規定に従ってとられた 措置への不遵守の場合に対処するため、適切で効 果的かつ釣合いのとれた措置をとる。

3. 締約国は、上記1に規定するアクセスと利益 配分に関する国内の法律又は規制要件への違反の 申立てがあった事案において、可能な限り及び適 宜、協力する。

ARTICLE 17

MONITORING THE UTILIZATION OF GENETIC RESOURCES

1 To support compliance, each Party shall take measures, as appropriate, to monitor and to enhance transparency about the utilization of genetic resources. Such measures shall include:

(a) The designation of one or more checkpoints, as follows:

 (i) Designated checkpoints would collect or receive, as appropriate, relevant information related to prior informed consent, to the source of the genetic resource, to the establishment of mutually agreed terms, and/or to the utilization of genetic resources, as appropriate;

(ii) Each Party shall, as appropriate and depending on the particular characteristics of a designated checkpoint, require users of genetic resources to provide the information specified in the above paragraph at a designated checkpoint. Each Party shall take appropriate, effective and proportionate measures to address situations of non-compliance;

(iii) Such information, including from internationally recognized certificates of compliance where they are available, will, without prejudice to the protection of confidential information, be provided to relevant national authorities, to the Party providing prior informed consent and to the Access and Benefit-sharing Clearing-House, as appropriate;

(iv) Checkpoints must be effective and should have functions relevant to implementation of this subparagraph (a). They should be relevant to the utilization of genetic resources, or to the collection of relevant information at, *inter alia*, any stage of research, development, innovation, pre-commercialization or commercialization.

第 17 条 遺伝資源の利用の監視

1 締約国は、遵守を支援するため、適宜、遺伝資 源の利用について監視し、及び透明性を高めるた めの措置をとる。当該措置には、次のことを含め る。

(a) 次のことを踏まえ、1 又は2 以上の確認 のための機関を指定すること。

> (i) 指定された確認のための機関は、適 宜、情報に基づく事前の同意、遺伝資源 の出所、相互に合意する条件の設定又は 遺伝資源の利用に関する関連情報を収 集し、又は受領すること。

> (ii) 締約国は、適当な場合には、指定された確認のための機関の性格に応じて、 遺伝資源の利用者に対し、(i)に規定する 関連情報を指定された確認のための機 関に提供することを要求すること。締約 国は、不遵守の状況に対処するため、適 当で効果的な、かつ、相応と認められる 措置をとること。

> (iii) (i)に規定する関連情報(利用可能) な場合には、国際的に認められた遵守の 証明書から得られる情報を含む。)は、 秘密の情報の保護を妨げられることな く、適当な場合には、関連する国内当局、 情報に基づく事前の同意を与える締約 国及び取得の機会及び利益の配分に関 する情報交換センターに提供すること。 (iv) 確認のための機関は、効果的なも のでなければならず、及びこの(a)の規 定の実施に関連する機能を有すべきで あること。確認のための機関は、遺伝資 源の利用又は関連情報(特に、研究、開 発、イノベーション、商業化前又は商業 化の全ての段階に関連するもの)の収集 と関連を有しているべきであること。

第 17 条 遺伝資源の利用のモニタリング

 遵守を支援するため、各締約国は、遺伝資源の利用をモニターするため及び当該利用に関する 透明性を高めるための措置を適宜とる。当該措置 は以下を含む。

(a) 次のような一つ又はそれ以上のチェッ クポイントを指定すること

> (i) 指定されたチェックポイントが適 宜、事前の情報に基づく同意、遺伝資源 の出所、相互に合意する条件の設定及び /又は遺伝資源の利用についての関連 情報を収集し又は受領する。

> (ii) 各締約国は、適宜、及び指定された チェックポイントの固有の性質に応じ て、遺伝資源の利用者に対し、指定され たチェックポイントにおいて上記(i)の 規定に定める情報を提供するよう求め る。各締約国は、不遵守の場合に対処す るため適切で効果的かつ釣合いのとれ た措置をとる。

> (iii) 当該情報は、国際的に認知された 遵守証明書がある場合にはそこから得 られるものも含め、秘密情報の保護が損 なわれることなく、適宜、関連する国内 当局、事前の情報に基づく同意を付与す る締約国及び「アクセスと利益配分クリ アリング・ハウス」に提供する。

> (iv) チェックポイントは効果的でなけ ればならず、この(a)の規定の実施に関 連する機能を有するべきである。チェッ クポイントは、遺伝資源の利用に関した ものであり、又は特に、研究、開発、技 術革新、商業化前、商業化というあらゆ る段階での関連情報に関するものであ るべきである。
(b) Encouraging users and providers of genetic resources to include provisions in mutually agreed terms to share information on the implementation of such terms, including through reporting requirements; and

(c) Encouraging the use of cost-effective communication tools and systems.

2. A permit or its equivalent issued in accordance with Article 6, paragraph 3(e) and made available to the Access and Benefit-sharing Clearing-House, shall constitute an internationally recognized certificate of compliance.

3. An internationally recognized certificate of compliance shall serve as evidence that the genetic resource which it covers has been accessed in accordance with prior informed consent and that mutually agreed terms have been established, as required by the domestic access and benefit-sharing legislation or regulatory requirements of the Party providing prior informed consent.

4. The internationally recognized certificate of compliance shall contain the following minimum information when it is not confidential:

- (a) Issuing authority;
- (b) Date of issuance;
- (c) The provider;
- (d) Unique identifier of the certificate;
- (e) The person or entity to whom prior informed consent was

granted;

- (f) Subject-matter or genetic resources covered by the certificate;
- (g) Confirmation that mutually agreed terms were established;
- (h) Confirmation that prior informed consent was obtained; and
- (i) Commercial and/or non-commercial use.

(b) 遺伝資源の利用者及び提供者に対し、相 互に合意する条件に当該条件の実施に関する情報 の共有(報告の義務によるものを含む。)のため の規定を含めるよう奨励すること。

(c) 費用対効果の大きい通信手段及び通信 システムの利用を奨励すること。

2 第6条3(e)の規定に従って発給され、及び 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換 センターに提供された許可証又はこれに相当 するものは、国際的に認められた遵守の証明書 とする。

3 国際的に認められた遵守の証明書は、情報 に基づく事前の同意を与えた締約国の国内の 法令又は規則であって取得の機会及び利益の 配分に関するものに従い、当該証明書が対象と する遺伝資源が情報に基づく事前の同意によ って取得されており、及び相互に合意する条件 が設定されていることを証明する役割を果た す。

4 国際的に認められた遵守の証明書には、少 なくとも次の情報を含める。ただし、当該情報 が秘密のものでない場合に限る。

- (a) 発給した当局
- (b) 発給日
- (c) 提供者
- (d) 当該証明書の固有の識別記号

(e) 情報に基づく事前の同意が与えられた個人又は団体

(f) 当該証明書が対象とする事項又は遺 伝資源

(g) 相互に合意する条件が設定されたことの確認

(h) 情報に基づく事前の同意が得られたことの確認

(i) 商業的又は非商業的な利用

(b) 遺伝資源の利用者及び提供者に対し、相 互に合意する条件の中に、報告要件などにより、 当該条件の実施に関する情報を共有するための規 定を含めることを奨励すること

(c) コスト効果の高い通信手段及びシステ ムを利用することを奨励すること

2. 許可証又はそれに相当するものが第6条3(e) に従って交付され、「アクセスと利益配分クリア リング・ハウス」でその情報が利用可能になった 場合、この許可証又はそれに相当するものは、国 際的に認知された遵守証明書を構成する。

3. 国際的に認知された遵守証明書は、事前の情報に基づく同意を付与する締約国のアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件が要求するとおり、当該証明書の対象となる遺伝資源へのアクセスが事前の情報に基づく同意に従って行われており、かつ相互に合意する条件が設定されていることを示す証拠となる。

4. 国際的に認知された遵守証明書には、秘密で ない場合には、次の最低限の情報を含める。

- (a) 交付当局
- (b) 交付日
- (c) 提供者

(d) 証明書の固有の識別記号

(e) 事前の情報に基づく同意の付与を受け た個人又は組織

(f) 証明書が対象とする事項又は遺伝資源

(g) 相互に合意する条件が設定されたことの確認

(h) 事前の情報に基づく同意が取得されたことの確認

(i) 商業的及び/又は非商業的な利用

ARTICLE 18 COMPLIANCE WITH MUTUALLY AGREED TERMS

1. In the implementation of Article 6, paragraph 3 (g) (i) and Article 7, each Party shall encourage providers and users of genetic resources and/or traditional knowledge associated with genetic resources to include provisions in mutually agreed terms to cover, where appropriate, dispute resolution including:

(a) The jurisdiction to which they will subject any dispute resolution processes;

(b) The applicable law; and/or

(c) Options for alternative dispute resolution, such as mediation or arbitration.

2. Each Party shall ensure that an opportunity to seek recourse is available under their legal systems, consistent with applicable jurisdictional requirements, in cases of disputes arising from mutually agreed terms.

3. Each Party shall take effective measures, as appropriate, regarding:

(a) Access to justice; and

(b) The utilization of mechanisms regarding mutual recognition and enforcement of foreign judgments and arbitral awards.

4. The effectiveness of this article shall be reviewed by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol in accordance with Article 31 of this Protocol.

第18条 相互に合意する条件の遵守

1 締約国は、第6条3(g)(i)及び第7条の規定 の実施に当たり、遺伝資源又は遺伝資源に関連 する伝統的な知識の提供者及び利用者に対し、 次の(a)から(c)までに規定するものを含む紛 争解決に関する規定を適当な場合には相互に 合意する条件に含めるよう奨励する。

(a) 紛争解決手続において提供者及び利 用者が服する管轄権

(b) 準拠法

(c) 仲介、仲裁その他の紛争解決の選択肢

2 締約国は、相互に合意する条件から紛争が 生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用さ れる管轄権に係る要件に従って訴訟を提起す ることができることを確保する。

3 締約国は、適当な場合には、次の事項につい て効果的な措置をとる。

(a) 司法手続の利用

(b) 外国における判決及び仲裁判断の相 互承認及び執行に関する制度の利用

4 この条の規定の有効性は、第31条の規定に 従い、この議定書の締約国の会合としての役割 を果たす締約国会議が再検討する。

第18条 相互に合意する条件の遵守

1. 第6条3 (g)(i) 及び第7条の実施に当たり、 各締約国は、遺伝資源及び/又は遺伝資源に関連 する伝統的知識の提供者及び利用者に対し、相互 に合意する条件の中に、適当な場合には、紛争解 決に関する次のような規定を含めることを奨励す る。

(a) 紛争解決の手続において従う管轄権

(b) 準拠法;及び/又は

(c) 仲介又は仲裁など裁判外紛争解決の選 択肢

2. 各締約国は、相互に合意する条件から生じた 紛争において、適用される管轄要件と両立する形 で、自国の法制度の下で助力を求める機会がある ことを確保する。

3. 各締約国は以下について、適宜、効果的な措 置をとる。

(a) 司法へのアクセス

(b) 外国の判決及び仲裁判断の相互承認並びに執行に関する仕組みの利用

4. この条の有効性は、この議定書の第31条に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が検討する。

ARTICLE 19 MODEL CONTRACTUAL CLAUSES

1. Each Party shall encourage, as appropriate, the development, update and use of sectoral and cross-sectoral model contractual clauses for mutually agreed terms.

2. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall periodically take stock of the use of sectoral and cross-sectoral model contractual clauses.

ARTICLE 20

CODES OF CONDUCT, GUIDELINES AND BEST PRACTICES AND/OR STANDARDS

1. Each Party shall encourage, as appropriate, the development, update and use of voluntary codes of conduct, guidelines and best practices and/or standards in relation to access and benefit-sharing.

2. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall periodically take stock of the use of voluntary codes of conduct, guidelines and best practices and/or standards and consider the adoption of specific codes of conduct, guidelines and best practices and/or standards.

ARTICLE 21 AWARENESS-RAISING

Each Party shall take measures to raise awareness of the importance of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources, and related access and benefit-sharing issues. Such measures may include, *inter alia*:

(a) Promotion of this Protocol, including its objective;

(b) Organization of meetings of indigenous and local communities and relevant stakeholders;

第19条 契約の条項のひな型

1 締約国は、適当な場合には、相互に合意する条件に関する分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな型の作成、更新及び利用を奨励する。

2 この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、分野別の及び分野横断的な契 約の条項のひな型の利用状況について定期的に調 査する。

第20条 行動規範、指針及び 最良の実例又は基準

1 締約国は、適当な場合には、取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成、更新及び利用を奨励する。

2 この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、任意の行動規範、指針及び最 良の実例又は基準の利用状況について定期的に調 査し、並びに特定の行動規範、指針及び最良の実 例又は基準の採択について検討する。

第 21 条 啓発

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する 伝統的な知識の重要性並びに関係する取得の機会 及び利益の配分に関する事項について啓発するた めの措置をとる。当該措置には、特に、次のこと を含めることができる。

(a) この議定書(その目的を含む。)の普及 を促進すること。

(b) 先住民の社会及び地域社会並びに関係 する利害関係者の会合を開催すること。

第19条 モデル契約条項

1. 各締約国は、相互に合意する条件に関する分 野別及び分野横断的なモデル契約条項の策定、更 新及び利用を、適宜、奨励する。

2. この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、分野別及び分野横断的なモデ ル契約条項の利用について定期的に状況調査する。

第 20 条 行動規範、ガイドライン及び 優良事例及び/又は基準

1. 各締約国は、アクセスと利益配分に関連する 自主的な行動規範、ガイドライン及び優良事例及 び/又は基準の策定、更新及び利用を、適宜、奨 励する。

2. この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、自主的な行動規範、ガイドラ イン及び優良事例及び/又は基準の利用について 定期的に状況調査し、個々の行動規範、ガイドラ イン及び優良事例及び/又は基準の採択を検討す る。

第 21 条 意識啓発

各締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連す る伝統的知識の重要性並びに関連するアクセスと 利益配分問題について、意識啓発のための措置を とる。当該措置には、特に次のものを含めること ができる。

(a) この議定書(その目的を含む)の普及促進

(b) 原住民の社会及び地域社会並びに関連 する利害関係者の会合の開催 (c) Establishment and maintenance of a help desk for indigenous and local communities and relevant stakeholders;

(d) Information dissemination through a national clearing-house;

(e) Promotion of voluntary codes of conduct, guidelines and best practices and/or standards in consultation with indigenous and local communities and relevant stakeholders;

(f) Promotion of, as appropriate, domestic, regional and international exchanges of experience;

(g) Education and training of users and providers of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources about their access and benefit-sharing obligations;

(h) Involvement of indigenous and local communities and relevant stakeholders in the implementation of this Protocol; and

(i) Awareness-raising of community protocols and procedures of indigenous and local communities.

ARTICLE 22

CAPACITY

1. The Parties shall cooperate in the capacity-building, capacity development and strengthening of human resources and institutional capacities to effectively implement this Protocol in developing country Parties, in particular the least developed countries and small island developing States among them, and Parties with economies in transition, including through existing global, regional, subregional and national institutions and organizations. In this context, Parties should facilitate the involvement of indigenous and local communities and relevant stakeholders, including non-governmental organizations and the private sector. (c) 先住民の社会及び地域社会並びに関係 する利害関係者のための相談窓口を設置し、及び 維持すること。

(d) 国内の情報交換センターを通じて情報 を普及すること。

(e) 先住民の社会及び地域社会並びに関係 する利害関係者と協議した上で、任意の行動規範、 指針及び最良の実例又は基準の普及を促進するこ と。

(f) 適当な場合には、国内で、地域的に及び 国際的に経験を共有することを促進すること。

(g) 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統 的な知識の利用者及び提供者が取得の機会及び利 益の配分について負う義務に関し、当該利用者及 び提供者を教育し、及び訓練すること。

(h) この議定書の実施に先住民の社会及び 地域社会並びに関係する利害関係者を関与させる こと。

(i) 先住民の社会及び地域社会の規範及び 手続について啓発すること。

第 22 条 能力

1 締約国は、開発途上締約国(特にこれらの締約 国のうちの後発開発途上国及び島嵮国)及び移行 経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施の ため、既存の世界的な、地域的な、小地域的な及 び国内の団体及び組織を通ずる方法等により、能 力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力 の強化について協力する。このため、締約国は、 先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関 係者(非政府機関及び民間部門を含む。)の関与を 容易にすべきである。 (c) 原住民の社会及び地域社会並びに関連 する利害関係者のための相談窓口の設置及び維持

(d) 各国のクリアリング・ハウスを通じた情報報普及

(e) 原住民の社会及び地域社会並びに関連 する利害関係者と協議の上で、自主的な行動規範、 ガイドライン及び優良事例及び/又は基準の普及 促進

(f) 適宜、国内的、地域的及び国際的な経験 交換の促進

(g) 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統 的知識の利用者及び提供者に対するアクセスと利 益配分に関する義務についての教育及び訓練

(h) この議定書の実施における原住民の社 会及び地域社会並びに関連する利害関係者の関与

(i) 原住民の社会及び地域社会の共同 体規約及び手続に関する意識啓発

第 22 条 能力

1. 締約国は、開発途上締約国、特に後発開発途 上国及び小島嶼開発途上国、及び移行経済締約国 においてこの議定書を効果的に実施するため、既 存の世界的、地域的、準地域的及び国内の機関及 び組織を通じるなどにより、能力構築、能力開発 並びに人的資源及び制度上の能力強化に協力する。 これに関連して、締約国は、原住民の社会及び地 域社会、並びに非政府組織及び民間部門を含む関 連する利害関係者の関与を促進するべきである。 2. The need of developing country Parties, in particular the least developed countries and small island developing States among them, and Parties with economies in transition for financial resources in accordance with the relevant provisions of the Convention shall be taken fully into account for capacity-building and development to implement this Protocol.

3. As a basis for appropriate measures in relation to the implementation of this Protocol, developing country Parties, in particular the least developed countries and small island developing States among them, and Parties with economies in transition should identify their national capacity needs and priorities through national capacity self-assessments. In doing so, such Parties should support the capacity needs and priorities of indigenous and local communities and relevant stakeholders, as identified by them, emphasizing the capacity needs and priorities of women.

4. In support of the implementation of this Protocol, capacity-building and development may address, *inter alia*, the following key areas:

(a) Capacity to implement, and to comply with the obligations of, this Protocol;

(b) Capacity to negotiate mutually agreed terms;

(c) Capacity to develop, implement and enforce domestic legislative, administrative or policy measures on access and benefit-sharing; and

(d) Capacity of countries to develop their endogenous research capabilities to add value to their own genetic resources.

5. Measures in accordance with paragraphs 1 to 4 above may include, *inter alia*:

(a) Legal and institutional development;

2 条約の関連規定に基づく資金に関する開発途 上締約国(特にこれらの締約国のうちの後発開発 途上国及び島嶼国)及び移行経済締約国のニーズ は、この議定書の実施のための能力の開発及び向 上に当たり十分に考慮される。

3 この議定書の実施に関連する適当な措置の基礎として、開発途上締約国(特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国)及び移行経済締約国は、自国の能力の自己評価を通じて、自国の能力に関するニーズ及び優先事項を特定すべきである。これを行うに当たり、これらの開発途上締約国及び移行経済締約国は、女性の能力に関するニーズ及び優先事項に重点を置きつつ、先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者の能力に関するニーズ及び優先事項であって、これらの社会及び利害関係者によって特定されたものについて支援すべきである。

4 この議定書の実施を支援するに当たり、能力の 開発及び向上については、特に次の重要な分野を 取り扱うことができる。

(a) この議定書を実施し、及びこの議定書の 義務を履行する能力

(b) 相互に合意する条件について交渉する能力

(c) 取得の機会及び利益の配分に関する国 内の立法上、行政上又は政策上の措置を策定し、 実施し、及び執行する能力

(d) 自国の遺伝資源に価値を付加するため の自国の固有の研究の能力を向上させるための国 の能力

5 1から4までの規定に基づく措置には、特に、 次の事項を含めることができる。

(a) 法令及び制度の整備

2. 開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小 島嶼開発途上国、及び移行経済締約国の条約の関 連規定に基づく資金に対する必要性については、 この議定書を実施するための能力の構築及び開発 に当たり十分に考慮される。

3. この議定書の実施に関連する適切な措置の根拠として、開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、及び移行経済締約国は、 自国の能力の自己評価を通じ、国としての能力構築の必要性及び優先事項を特定するべきである。 その際に当該締約国は、女性の能力構築の必要性及び優先事項を重視しつつ、原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者が特定した彼らの能力構築の必要性及び優先事項を支援するべきである。

 この議定書の実施を支援するに当たり、能力の構築及び開発については、特に次の主要分野に 取り組むことができる。

(a) この議定書を実施する能力及びこの議 定書の義務を遵守する能力

(b)相互に合意する条件を交渉する能力

(c) アクセスと利益配分に関する自国の立 法上、行政上又は政策上の措置を策定し、実施し 及び執行する能力

(d) 国が自国の遺伝資源に付加価値を付け るために自国の研究能力を開発する能力

5. 上記 1~4の規定に基づく措置には、特に次のものを含めることができる。

(a) 法律及び制度の整備

(b) Promotion of equity and fairness in negotiations, such as training to negotiate mutually agreed terms;

(c) The monitoring and enforcement of compliance;

(d) Employment of best available communication tools and Internetbased systems for access and benefit-sharing activities;

(e) Development and use of valuation methods;

(f) Bioprospecting, associated research and taxonomic studies;

(g) Technology transfer, and infrastructure and technical capacity to make such technology transfer sustainable;

(h) Enhancement of the contribution of access and benefit-sharing activities to the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components;

(i) Special measures to increase the capacity of relevant stakeholders in relation to access and benefit-sharing; and

(j) Special measures to increase the capacity of indigenous and local communities with emphasis on enhancing the capacity of women within those communities in relation to access to genetic resources and/or traditional knowledge associated with genetic resources.

6. Information on capacity-building and development initiatives at national, regional and international levels, undertaken in accordance with paragraphs 1 to 5 above, should be provided to the Access and Benefit-sharing Clearing-House with a view to promoting synergy and coordination on capacity-building and development for access and benefit-sharing.

(b) 交渉における衡平及び公正の促進(例え ば、相互に合意する条件について交渉するための 訓練)

(c) 遵守の監視及び確保

(d) 取得の機会及び利益の配分に関する活動のための利用可能な最良の通信手段及びインターネット・システムの利用

(e) 評価方法の開発及び利用

(f) 生物内の有用な資源の探査、関連する調 査及び分類の研究

(g) 技術移転並びに技術移転を持続可能に するための基盤及び技術的能力

(h) 取得の機会及び利益の配分に関する活動が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に果たす貢献の増進

(i) 取得の機会及び利益の配分に関して、関係する利害関係者の能力を向上させるための特別 な措置

(j) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統 的な知識の取得の機会に関し、先住民の社会及び 地域社会に属する女性の能力の強化に重点を置き つつ、これらの社会の能力を向上させるための特 別な措置

6 能力の開発及び向上に関する取組であって 1 から5までの規定に従って国内で、地域的に及び 国際的に実施されるものに関する情報は、取得の 機会及び利益の配分に関する能力の開発及び向上 についての相乗作用及び調整を促進するため、取 得の機会及び利益の配分に関する情報交換センタ ーに提供されるべきである。 (b) 相互に合意する条件を交渉するための 訓練など、交渉における衡平さ及び公正さの促進、

(c) 遵守のモニタリング及び執行

(d) アクセスと利益配分活動における、利用 できる最善の通信手段とインターネットを利用し たシステムの採用

(e) 評価方法の開発及び利用

(f) 生物探査、それに関連する調査及び分類 研究

(g) 技術移転並びに当該技術移転を持続可 能にする基盤及び技術的能力

(h) 生物多様性の保全及びその構成要素の 持続可能な利用に対するアクセスと利益配分活動 の貢献の促進

(i) アクセスと利益配分について、関連する利害関係者の能力を高めるための特別な措置

(j) 遺伝資源及び/又は遺伝資源に関連す る伝統的知識へのアクセスに関し、当該社会内の 女性の能力強化に重点を置いて、原住民の社会及 び地域社会の能力を高めるための特別な措置

6. 上記 1~5 の規定に基づいて国レベル、地域レ ベル及び国際レベルで実施された能力の構築及び 開発の取組に関する情報は、アクセスと利益配分 のための能力の構築及び開発に関する協働及び連 携を促進するため、「アクセスと利益配分クリア リング・ハウス」に提供するべきである。

ARTICLE 23

TECHNOLOGY TRANSFER, COLLABORATION AND COOPERATION

In accordance with Articles 15, 16, 18 and 19 of the Convention, the Parties shall collaborate and cooperate in technical and scientific research and development programmes, including biotechnological research activities, as a means to achieve the objective of this Protocol. The Parties undertake to promote and encourage access to technology by, and transfer of technology to, developing country Parties, in particular the least developed countries and small island developing States among them, and Parties with economies in transition, in order to enable the development and strengthening of a sound and viable technological and scientific base for the attainment of the objectives of the Convention and this Protocol. Where possible and appropriate such collaborative activities shall take place in and with a Party or the Parties providing genetic resources that is the country or are the countries of origin of such resources or a Party or Parties that have acquired the genetic resources in accordance with the Convention.

ARTICLE 24

NON-PARTIES

The Parties shall encourage non-Parties to adhere to this Protocol and to contribute appropriate information to the Access and Benefit-sharing Clearing-House.

ARTICLE 25 FINANCIAL MECHANISM AND RESOURCES

1. In considering financial resources for the implementation of this Protocol, the Parties shall take into account the provisions of Article 20 of the Convention.

2. The financial mechanism of the Convention shall be the financial mechanism for this Protocol.

第 23 条 技術移転、共同及び協力

締約国は、条約第15条、第16条、第18条及 び第19条の規定に従い、この議定書の目的を達成 する手段として、技術的及び科学的な研究開発計 画 (バイオテクノロジーの研究活動を含む。) にお いて共同して行動し、及び協力する。締約国は、 条約及びこの議定書の目的を達成するための健全 かつ存立可能な技術的及び科学的基礎の構築及び 強化を可能とするため、開発途上締約国(特にこ れらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国) 及び移行経済締約国に対する技術の取得の機会の 提供及び技術移転を促進し、及び奨励することを 約束する。そのような共同の活動は、可能かつ適 当な場合には、遺伝資源を提供する締約国(当該 遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従 って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに 限る。)において当該締約国と共に実施される。

第24条 非締約国

締約国は、非締約国に対し、この議定書に参加し、及び適当な情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供するよう奨励する。

第25条 資金供与の制度及び資金

1 締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第20条の規定を考慮する。

2 条約の資金供与の制度は、この議定書の資金供 与の制度となる。

第 23 条 技術移転、協働及び協力

条約第15条、第16条、第18条及び第19条 に従い、締約国は、この議定書の目的を達成する 手段として、バイオテクノロジー研究を含む技術 的及び科学的な研究及び開発のプログラムにおい て協働し及び協力する。締約国は、条約及びこの 議定書の目的を達成するための健全で存続できる 技術的及び科学的基盤を開発し及び強化できるよ うにするために、後発開発途上国及び小島嶼開発 途上国を含む開発途上締約国及び移行経済締約国 による技術へのアクセス、並びにこれらの国々へ の技術移転を促進し及び奨励することを約束す る。可能であって適当な場合、こうした協働によ る活動は、遺伝資源を提供する締約国(当該遺伝 資源の原産国又は条約の規定に従って遺伝資源を 取得した締約国) において及びそれら締約国と共 に行う。

第24条 非締約国

締約国は非締約国に対し、この議定書を支持し、適切な情報を「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」に提供することを奨励する。

第 25 条 資金供与の仕組み及び資金

2. 条約の資金供与の仕組みは、この議定書の資 金供与の仕組みとなる。 3. Regarding the capacity-building and development referred to in Article 22 of this Protocol, the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, in providing guidance with respect to the financial mechanism referred to in paragraph 2 above, for consideration by the Conference of the Parties, shall take into account the need of developing country Parties, in particular the least developed countries and small island developing States among them, and of Parties with economies in transition, for financial resources, as well as the capacity needs and priorities of indigenous and local communities, including women within these communities.

4. In the context of paragraph 1 above, the Parties shall also take into account the needs of the developing country Parties, in particular the least developed countries and small island developing States among them, and of the Parties with economies in transition, in their efforts to identify and implement their capacitybuilding and development requirements for the purposes of the implementation of this Protocol.

5. The guidance to the financial mechanism of the Convention in relevant decisions of the Conference of the Parties, including those agreed before the adoption of this Protocol, shall apply, *mutatis mutandis*, to the provisions of this Article.

6. The developed country Parties may also provide, and the developing country Parties and the Parties with economies in transition avail themselves of, financial and other resources for the implementation of the provisions of this Protocol through bilateral, regional and multilateral channels.

3 この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、第22条に規定する能力の開発 及び向上に関し、締約国会議による検討のために 2 に規定する資金供与の制度についての指針を提 供するに当たり、資金に関する開発途上締約国(特 にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島 嵮国)及び移行経済締約国のニーズ並びに先住民 の社会及び地域社会(これらの社会に属する女性 を含む。)の能力に関するニーズ及び優先事項を考 慮する。

4 1の規定に関し、締約国は、この議定書を実施 するための能力の開発及び向上に必要とされる要 件を特定し、及び満たすための開発途上締約国(特 にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島 塡国)及び移行経済締約国の努力におけるこれら の開発途上締約国及び移行経済締約国のニーズも 考慮する。

5 締約国会議の関連する決定(この議定書が採択 される前に合意されたものを含む。)における条約 の資金供与の制度に関する指針は、この条の規定 について準用する。

6 先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国 間の経路を通じて、この議定書の実施のための資 金その他の資源を供与することもできるものとし、 開発途上締約国及び移行経済締約国は、これらを 利用することができる。 3. この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、この議定書の第22条に規定 する能力の構築及び開発に関し、締約国会議によ る検討のために上記2の資金供与の仕組みについ ての指針を提供するに当たり、資金に関する開発 途上締約国、特に後発開発途上国及び小島噢開発 途上国、及び移行経済締約国の必要性、並びに原 住民の社会及び地域社会、これらの社会内の女性 を含む、の能力構築の必要性及び優先事項を考慮 する。

4. 上記1の規定に関し、締約国は、この議定書 を実施するために必要な能力の構築及び開発に関 する要件を特定し及び実施する開発途上締約国、 特に後発開発途上国及び小島嵮開発途上国、及び 移行経済締約国の取組において、これらの国が抱 える必要性も考慮する。

5. この議定書が採択される前に合意されたもの も含め、締約国会議の関連する決定における条約 の資金供与の仕組みに関する指針は、この条の規 定について準用する。

6. 先進締約国はまた、二国間の、地域的な及び 多国間の経路を通じて、この議定書の規定を実施 するための資金及びその他の資源を供与すること ができ、開発途上締約国及び移行経済締約国はこ れを利用することができる。

ARTICLE 26 CONFERENCE OF THE PARTIES SERVING AS THE MEETING OF THE PARTIES TO THIS PROTOCOL

1. The Conference of the Parties shall serve as the meeting of the Parties to this Protocol.

2. Parties to the Convention that are not Parties to this Protocol may participate as observers in the proceedings of any meeting of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. When the Conference of the Parties serves as the meeting of the Parties to this Protocol, decisions under this Protocol shall be taken only by those that are Parties to it.

3. When the Conference of the Parties serves as the meeting of the Parties to this Protocol, any member of the Bureau of the Conference of the Parties representing a Party to the Convention but, at that time, not a Party to this Protocol, shall be substituted by a member to be elected by and from among the Parties to this Protocol.

4. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall keep under regular review the implementation of this Protocol and shall make, within its mandate, the decisions necessary to promote its effective implementation. It shall perform the functions assigned to it by this Protocol and shall:

(a) Make recommendations on any matters necessary for the implementation of this Protocol;

(b) Establish such subsidiary bodies as are deemed necessary for the implementation of this Protocol;

(c) Seek and utilize, where appropriate, the services and cooperation of, and information provided by, competent international organizations and intergovernmental and non-governmental bodies;

第26条 この議定書の締約国の会合としての 役割を果たす締約国会議

1 締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。

2 条約の締約国であってこの議定書の締約国で ないものは、この議定書の締約国の会合としての 役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザー バーとして参加することができる。締約国会議が この議定書の締約国の会合としての役割を果たす ときは、この議定書に基づく決定は、この議定書 の締約国のみが行う。

3 締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、条約の締約国であってその時点でこの議定書の締約国でないものを代表する締約国会議の議長団の構成員は、この議定書の締約国によってこの議定書の締約国のうちから選出された構成員によって代わられる。

4 この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期 的に検討し、及びその権限の範囲内でこの議定書 の効果的な実施を促進するために必要な決定を行 う。この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、この議定書により与えられる 任務を遂行し、及び次のことを行う。

(a) この議定書の実施のために必要な事項 について勧告すること。

(b) この議定書の実施のために必要と認め られる補助機関を設置すること。

(c) 適当な場合には、能力を有する国際 機関並びに政府間及び非政府の団体による役 務、協力及び情報の提供を求め、並びにこれ らを利用すること。

第26条 この議定書の締約国の会合としての 役割を果たす締約国会議

 締約国会議は、この議定書の締約国の会合 としての役割を果たす。

2. 条約の締約国であってこの議定書の締約国で ないものは、この議定書の締約国の会合としての 役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザー バーとして参加することができる。締約国会議が この議定書の締約国の会合としての役割を果たす ときは、この議定書に基づく決定は、この議定書 の締約国のみが行う。

3. 締約国会議がこの議定書の締約国の会合と しての役割を果たすときは、条約の締約国であっ てその時点でこの議定書の締約国でないものを代 表する締約国会議のビューローの構成員は、この 議定書の締約国によってこの議定書の締約国のう ちから選出された構成員と交代する。

4. この議定書の締約国の会合としての役割を 果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定 期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの議定 書の効果的な実施を促進するために必要な決定を 行う。この議定書の締約国の会合としての役割を 果たす締約国会議は、この議定書により与えられ る任務を遂行し、及び次のことを行う。

(a) この議定書の実施のために必要な事項 について勧告すること。

(b) この議定書の実施のために必要と認め られる補助機関を設置すること。

(c) 適当な場合には、能力を有する国際機関 並びに政府間及び非政府の団体による役務、協力 及び情報の提供を求め、並びにこれらを利用する こと。 (d) Establish the form and the intervals for transmitting the information to be submitted in accordance with Article 29 of this Protocol and consider such information as well as reports submitted by any subsidiary body;

(e) Consider and adopt, as required, amendments to this Protocol and its Annex, as well as any additional annexes to this Protocol, that are deemed necessary for the implementation of this Protocol; and

(f) Exercise such other functions as may be required for the implementation of this Protocol.

5. The rules of procedure of the Conference of the Parties and financial rules of the Convention shall be applied, *mutatis mutandis*, under this Protocol, except as may be otherwise decided by consensus by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol.

6. The first meeting of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall be convened by the Secretariat and held concurrently with the first meeting of the Conference of the Parties that is scheduled after the date of the entry into force of this Protocol. Subsequent ordinary meetings of the Conference of the Parties to this Protocol shall be held concurrently with ordinary meetings of the Conference of the Parties to this Protocol shall be held concurrently with ordinary meetings of the Conference of the Parties, unless otherwise decided by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol.

7. Extraordinary meetings of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall be held at such other times as may be deemed necessary by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, or at the written request of any Party, provided that, within six months of the request being communicated to the Parties by the Secretariat, it is supported by at least one third of the Parties.

(d) 第29条の規定に従って提出される情報 の送付のための形式及び間隔を決定すること並び にそのような情報及び補助機関により提出される 報告を検討すること。

(e) 必要に応じ、この議定書の実施のために 必要と認められるこの議定書及びその附属書の改 正並びにこの議定書の追加附属書を検討し、及び 採択すること。

(f) この議定書の実施のために必要なその 他の任務を遂行すること。

5 締約国会議の手続規則及び条約の財政規則は、 この議定書の下で準用する。ただし、この議定書 の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合 を除く。

6 この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議の第1回会合は、この議定書の効 力発生の日の後に開催される最初の締約国会議の 会合と併せて事務局が招集し、及び開催する。こ の議定書の締約国の会合としての役割を果たす締 約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締 約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別 段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合 と併せて開催する。

7 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約 国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要 と認めるとき、又はいずれかの締約国から書面に よる要請がある場合において、事務局がその要請 を締約国に通報した後6箇月以内に締約国の少な くとも3分の1がその要請を支持するときに開催 する。 (d) この議定書の第29条に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びに当該情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

(e) 必要に応じ、この議定書の実施のために 必要とみなされるこの議定書及びその附属書の改 正並びにこの議定書の追加附属書を検討し、及び 採択すること。

(f) この議定書の実施のために必要なその 他の任務を遂行すること。

5. 締約国会議の手続規則及び条約の財政規則は、 この議定書の下で準用する。ただし、この議定書 の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 がコンセンサス方式により別段の決定を行う場合 を除く。

6. この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合は、この議定書の効力発生の日の後に予定されている最初の締約国会議の会合と併せて事務局が招集し、開催する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議のその後の通常会合は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が別段の決定を行わない限り、締約国会議の通常会合と併せて開催する。

7. この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議の特別会合は、この議定書の締約 国の会合としての役割を果たす締約国会議が必要 と認めるとき、又はいずれかの締約国から書面に よる要請があり、事務局がその要請を締約国に通 報した後六カ月以内に、締約国の少なくとも三分 の一がその要請を支持するときに開催する。 8. The United Nations, its specialized agencies and the International Atomic Energy Agency, as well as any State member thereof or observers thereto not party to the Convention, may be represented as observers at meetings of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. Any body or agency, whether national or international, governmental or non-governmental, that is qualified in matters covered by this Protocol and that has informed the Secretariat of its wish to be represented at a meeting of the Conference of the Parties serving as a meeting of the Parties to this Protocol as an observer, may be so admitted, unless at least one third of the Parties present object. Except as otherwise provided in this Article, the admission and participation of observers shall be subject to the rules of procedure, as referred to in paragraph 5 above.

ARTICLE 27 SUBSIDIARY BODIES

1. Any subsidiary body established by or under the Convention may serve this Protocol, including upon a decision of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol. Any such decision shall specify the tasks to be undertaken.

2. Parties to the Convention that are not Parties to this Protocol may participate as observers in the proceedings of any meeting of any such subsidiary bodies. When a subsidiary body of the Convention serves as a subsidiary body to this Protocol, decisions under this Protocol shall be taken only by Parties to this Protocol.

3. When a subsidiary body of the Convention exercises its functions with regard to matters concerning this Protocol, any member of the bureau of that subsidiary body representing a Party to the Convention but, at that time, not a Party to this Protocol, shall be substituted by a member to be elected by and from among the Parties to this Protocol.

8 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並 びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバー であって条約の締約国でないものは、この議定書 の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 の会合にオブザーバーとして出席することができ る。この議定書の対象とされている事項について 認められた団体又は機関(国内若しくは国際の又 は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを 問わない。)であって、この議定書の締約国の会合 としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザ ーバーとして出席することを希望する旨事務局に 通報したものは、当該会合に出席する締約国の3 分の1以上が反対しない限り、オブザーバーとし て出席することを認められる。オブザーバーの出 席については、この条に別段の定めがある場合を 除くほか、5に規定する手続規則に従う。

第 27 条 補助機関

 条約によって設置された補助機関は、この議定 書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会 議の決定に基づく任務その他の任務をこの議定書 のために遂行することができる。当該決定は、遂 行されるべき任務を特定する。

2 条約の締約国であってこの議定書の締約国でないものは、1 に規定する補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。

3 条約の補助機関がこの議定書に関する事項に ついてその任務を遂行するときは、条約の締約国 であってその時点でこの議定書の締約国でないも のを代表する当該補助機関の議長団の構成員は、 この議定書の締約国によってこの議定書の締約国 のうちから選出された構成員によって代わられる。 8. 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関 並びにこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバ ーであって条約の締約国でないものは、この議定 書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会 議の会合にオブザーバーとして出席することがで きる。この議定書の対象とされている事項につい て認められた団体又は機関は、国内若しくは国際 の又は政府若しくは非政府のもののいずれであっ ても、この議定書の締約国の会合としての役割を 果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出 席することを希望する旨事務局に通報したものは、 当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対 しない限り、オブザーバーとして出席することを 認められる。オブザーバーの出席については、こ の条に別段の定めがある場合を除くほか、上記 5 に規定する手続規則に従う。

第 27 条 補助機関

1. 条約によって又は条約の下で設置された補助 機関は、この議定書の締約国の会合としての役割 を果たす締約国会議の決定に基づく場合を含め、 この議定書のためにその任務を遂行することがで きる。当該決定ではいずれも遂行すべき任務を特 定する。

 条約の締約国であってこの議定書の締約国で ないものは、上記補助機関の会合の議事にオブザ ーバーとして参加することができる。条約の補助 機関がこの議定書の補助機関としての役割を果た すときは、この議定書に基づく決定は、この議定 書の締約国のみが行う。

3. 条約の補助機関がこの議定書に関する事項に ついてその任務を遂行するときは、条約の締約国 であってその時点でこの議定書の締約国でないも のを代表する当該補助機関のビューローの構成員 は、この議定書の締約国によってこの議定書の締 約国のうちから選出された構成員と交代する。

ARTICLE 28 SECRETARIAT

1. The Secretariat established by Article 24 of the Convention shall serve as the secretariat to this Protocol.

2. Article 24, paragraph 1, of the Convention on the functions of the Secretariat shall apply, *mutatis mutandis*, to this Protocol.

3. To the extent that they are distinct, the costs of the secretariat services for this Protocol shall be met by the Parties hereto. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, at its first meeting, decide on the necessary budgetary arrangements to this end.

ARTICLE 29 MONITORING AND REPORTING

Each Party shall monitor the implementation of its obligations under this Protocol, and shall, at intervals and in the format to be determined by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, report to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol on measures that it has taken to implement this Protocol.

ARTICLE 30

PROCEDURES AND MECHANISMS TO PROMOTE COMPLIANCE WITH THIS PROTOCOL

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall, at its first meeting, consider and approve cooperative procedures and institutional mechanisms to promote compliance with the provisions of this Protocol and to address cases of non-compliance. These procedures and mechanisms shall include provisions to offer advice or assistance, where appropriate. They shall be separate from, and without prejudice to, the dispute settlement procedures and mechanisms under Article 27 of the Convention.

第28条 事務局

1 条約第24条の規定によって設置された事務局 は、この議定書の事務局としての役割を果たす。

2 事務局の任務に関する条約第24条1の規定は、 この議定書について準用する。

3 この議定書のために提供される事務局の役務 に係る費用は、区別することができる範囲におい て、この議定書の締約国が負担する。このため、 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす 締約国会議は、その第1回会合において必要な予 算措置について決定する。

第 29 条 監視及び報告

締約国は、この議定書に基づく自国の義務の 履行状況を監視し、並びにこの議定書を実施する ためにとった措置につき、この議定書の締約国の 会合としての役割を果たす締約国会議が決定する 一定の間隔及び様式で、この議定書の締約国の会 合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

第 30 条 この議定書の遵守を促進するための 手続及び制度

この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、その第1回会合において、こ の議定書の規定を遵守することを促進し、及び不 遵守の事案に対処するための協力についての手続 及びそのための組織的な制度を検討し、及び承認 する。これらの手続及び制度には、適当な場合に は、助言又は支援を行うための規定を含める。こ れらの手続及び制度は、条約第27条の規定に基づ く紛争解決のための手続及び制度とは別個のもの であり、また、これらに影響を及ぼすものではな い。

第28条 事務局

条約第24条によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。

2. 事務局の任務に関する条約第24条1は、この 議定書について準用する。

3. この議定書のために提供される事務局の役務 に係る費用は、区別することができる範囲におい て、この議定書の締約国が負担する。このため、 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす 締約国会議は、その第一回会合において必要な予 算措置について決定する。

第29条 モニタリング及び報告

各締約国は、この議定書に基づく自国の義務 の履行状況をモニターし、この議定書の締約国の 会合としての役割を果たす締約国会議が決定する 一定の間隔及び形式で、この議定書を実施するた めにとった措置についてこの議定書の締約国の会 合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

第 30 条 この議定書の遵守を促進する 手続及び仕組み

この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、その第一回会合において、こ の議定書の規定を遵守することを促進し及び不遵 守の事案に対処するための協力についての手続及 びそのための制度的な仕組みを検討し、及び承認 する。これらの手続及び仕組みには、適当な場合 には、助言又は支援を行うための規定を含める。 これらの手続及び仕組みは、条約第27条に基づく 紛争解決のための手続及び制度とは別個のもので あり、また、これらに影響を及ぼすものではない。

ARTICLE 31 ASSESSMENT AND REVIEW

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol shall undertake, four years after the entry into force of this Protocol and thereafter at intervals determined by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Protocol, an evaluation of the effectiveness of this Protocol.

RTICLE 32

SIGNATURE

This Protocol shall be open for signature by Parties to the Convention at the United Nations Headquarters in New York, from 2 February 2011 to 1 February 2012.

ARTICLE 33 ENTRY INTO FORCE

1. This Protocol shall enter into force on the ninetieth day after the date of deposit of the fiftieth instrument of ratification, acceptance, approval or accession by States or regional economic integration organizations that are Parties to the Convention.

2. This Protocol shall enter into force for a State or regional economic integration organization that ratifies, accepts or approves this Protocol or accedes thereto after the deposit of the fiftieth instrument as referred to in paragraph 1 above, on the ninetieth day after the date on which that State or regional economic integration organization deposits its instrument of ratification, acceptance, approval or accession, or on the date on which the Convention enters into force for that State or regional economic integration organization organization, which ever shall be the later.

3. For the purposes of paragraphs 1 and 2 above, any instrument deposited by a regional economic integration organization shall not be counted as additional to those deposited by member States of such organization.

第31条 評価及び再検討

この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、この議定書の効力発生の4年 後に及びその後はこの議定書の締約国の会合とし ての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間 隔で、この議定書の有効性についての評価を行う。

第32条 署名

この議定書は、2011 年 2 月 2 日から 2012 年 2 月 1 日まで、ニューヨークにある国際連合本部 において、条約の締約国による署名のために開放 しておく。

第 33 条 効力発生

1 この議定書は、条約の締約国である国又は地域 的な経済統合のための機関による 50 番目の批准 書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、1に規定する50番目の批准書、 受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批 准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入 する国又は地域的な経済統合のための機関につい ては、当該国若しくは機関が批准書、受諾書、承 認書若しくは加入書を寄託した日の後 90 日目の 日又は条約が当該国若しくは機関について効力を 生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託 される文書は、1 及び2の規定の適用上、当該機 関の構成国によって寄託されたものに追加して数 えてはならない。

第31条 評価及び再検討

この議定書の締約国の会合としての役割を果 たす締約国会議は、この議定書の効力発生の4年 後に、及びその後はこの議定書の締約国の会合と しての役割を果たす締約国会議が決定する一定の 間隔で、この議定書の有効性についての評価を行 う。

第32条 署名

この議定書は、2011 年 2 月 2 日から 2012 年 2 月 1 日までニューヨークにある国際連合本部に おいて、条約締約国による署名のために開放して おく。

第33条 効力発生

 この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による 50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後 90 日目の日に効力を生ずる。

 この議定書は、上記1に規定する50番目の文 書の寄託後にこれを批准し、受諾し若しくは承認 し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合の ための機関については、当該国又は機関が批准書、 受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後 90日目の日、又は条約が当該国若しくは機関につ いて効力を生ずる日のいずれか遅い日に、効力を 生じる。

3. 地域的な経済統合のための機関によって寄託 される文書は、上記1及び2の規定の適用上、当 該機関の構成国によって寄託されたものに追加し て数えてはならない。

ARTICLE 34 RESERVATIONS

No reservations may be made to this Protocol.

ARTICLE 35 WITHDRAWAL

1. At any time after two years from the date on which this Protocol has entered into force for a Party, that Party may withdraw from this Protocol by giving written notification to the Depositary.

2. Any such withdrawal shall take place upon expiry of one year after the date of its receipt by the Depositary, or on such later date as may be specified in the notification of the withdrawal.

ARTICLE 36 AUTHENTIC TEXTS

The original of this Protocol, of which the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts are equally authentic, shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorized to that effect, have signed this Protocol on the dates indicated.

DONE at Nagoya on this twenty-ninth day of October, two thousand and ten.

第34条 留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第35条 脱退

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生 じた日から2年を経過した後いつでも、寄託者に 対して書面による脱退の通告を行うことにより、 この議定書から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日 の後1年を経過した日又はそれよりも遅い日であ って脱退の通告において指定される日に効力を生 ずる。

第36条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロ シア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの 議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受 けて、それぞれ明記する日にこの議定書に署名し た。

2010年10月29日に名古屋で作成した。

第34条 留保

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第35条 脱退

1. 締約国は、この議定書が自国について効力を 生じた日から2年を経過した後いつでも、寄託者 に対して書面による脱退の通告を行うことにより、 この議定書から脱退することができる。

2. 当該脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した 日の後1年を経過した日、又はそれよりも遅い日 であって脱退の通告において指定される日に、効 力を生ずる。

第36条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロ シア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの 議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受 けてここに明記する日にこの議定書に署名した。

2010年10月29日に名古屋で作成した。

Annex

MONETARY AND NON-MONETARY BENEFITS

- 1. Monetary benefits may include, but not be limited to:
 - (a) Access fees/fee per sample collected or otherwise acquired;
 - (b) Up-front payments;
 - (c) Milestone payments;
 - (d) Payment of royalties;
 - (e) Licence fees in case of commercialization;
- (f) Special fees to be paid to trust funds supporting conservation and sustainable use of biodiversity;
 - (g) Salaries and preferential terms where mutually agreed;
 - (h) Research funding;
 - (i) Joint ventures;
 - (j) Joint ownership of relevant intellectual property rights.
- 2. Non-monetary benefits may include, but not be limited to:
 - (a) Sharing of research and development results;
 - (b) Collaboration, cooperation and contribution in scientific research and

development programmes, particularly biotechnological research activities, where possible in the Party providing genetic resources;

- (c) Participation in product development;
- (d) Collaboration, cooperation and contribution in education and training;
 - (e) Admittance to *ex situ* facilities of genetic resources and to databases;

(f) Transfer to the provider of the genetic resources of knowledge and technology under fair and most favourable terms, including on concessional and preferential terms where agreed, in particular, knowledge and technology that make use of genetic resources, including biotechnology, or that are relevant to the conservation and sustainable utilization of biological diversity;

附属書

金銭的及び非金銭的な利益

1 金銭的な利益には、次のものを含めることがで きるが、これらに限らない。

(a) 取得の機会に関する料金又は採取その 他の方法によって取得した試料ごとの料金

- (b) 前払による支払
- (c) 段階ごとの支払
- (d) ロイヤルティの支払
- (e) 商業化の場合におけるライセンス料

(f) 生物の多様性の保全及び持続可能な利 用を支援する信託基金に支払われる特別の料金

(g) 相互に合意する場合には、給与及び特恵 的な条件

- (h) 研究資金
- (i) 合弁事業
- (j) 関連する知的財産権の共同保有

2 非金銭的な利益には、次のものを含めることが できるが、これらに限らない。

(a) 研究及び開発の成果の共有

(b) 科学的な研究開発計画(特に、可能な場合には遺伝資源を提供する締約国におけるバイオテクノロジーの研究活動)における共同、協力及び貢献

(c) 製品開発への参加

(d) 教育及び訓練における共同、協力及び貢 献

(e) 遺伝資源の生息域外保全のための施設 への立入り及びデータベースの利用

(f) 遺伝資源の提供者に対する公正で最も 有利な条件(合意する場合には、緩和されたかつ 特恵的な条件を含む。)の下での知識及び技術(特 に、バイオテクノロジーその他の遺伝資源を利用 する知識及び技術又は生物の多様性の保全及び持 続可能な利用に関連する知識及び技術)の移転

附属書 金銭的及び非金銭的利益

1. 金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。

(a) アクセス料金、又は収集若しくはその他の方法で取得した標本ごとの料金

- (b) 前払い金
- (c) マイルストーン支払金
- (d) ロイヤリティー支払金
- (e) 商業化の場合の実施許諾料

(f) 生物多様性の保全及び持続可能な利用 を支援する信託基金へ支払う特別料金

(g) 給与及び相互に合意する場合には特恵 条件

- (h) 研究資金
- (i) 共同事業
- (j) 関連する知的財産権の共同所有

2. 非金銭的利益には次のものを含めることができるが、これに限るものではない。

(a) 研究開発成果の共有

(b) 科学的研究開発プログラム、特にバイオ テクノロジー研究における協働、協力及び貢献。 可能な場合、これは遺伝資源を提供する締約国で 行う。

(c) 製品開発への参加

(d) 教育訓練における協働、協力及び貢献

(e) 遺伝資源の生息域外施設への入場許可 及びデータベースへの受け入れ

(f) 遺伝資源の提供者に対する公正で最恵 条件(合意する場合には、譲許的及び特恵的な条 件を含む)による知識と技術の移転、特に、遺伝 資源を利用する知識と技術(バイオテクノロジー を含む)の移転、又は生物多様性の保全及び持続 可能な利用に関連する知識と技術の移転 (g) Strengthening capacities for technology transfer;

(h) Institutional capacity-building;

(i) Human and material resources to strengthen the capacities for the administration and enforcement of access regulations;

(j) Training related to genetic resources with the full participation of countries providing genetic resources, and where possible, in such countries;

(k) Access to scientific information relevant to conservation and sustainable use of biological diversity, including biological inventories and taxonomic studies;

(l) Contributions to the local economy;

(m) Research directed towards priority needs, such as health and food security, taking into account domestic uses of genetic resources in the Party providing genetic resources;

(n) Institutional and professional relationships that can arise from an access and benefit sharing agreement and subsequent collaborative activities;

(o) Food and livelihood security benefits;

(p) Social recognition;

(q) Joint ownership of relevant intellectual property rights.

(g) 技術移転のための能力の強化

(h) 制度的能力の開発

(i) 取得の機会に関する規則を実施し、及び 執行するための能力を強化するための人的資源及 び物的資源

(j) 遺伝資源の提供国の十分な参加を得て、 及び可能な場合には遺伝資源の提供国において行 われる遺伝資源に関する訓練

(k) 生物の多様性の保全及び持続可能な利 用に関する科学的な情報(生物の目録及び分類の 研究を含む。)へのアクセス

地域経済への貢献

(m) 遺伝資源を提供する締約国における遺 伝資源の国内利用を考慮して、保健、食糧安全保 障その他の優先度の高いニーズのために行われる 研究

(n) 取得の機会及び利益の配分に関する合 意から生ずる組織上及び職業上の関係並びにその 後の共同活動

(o) 食糧安全保障及び生計の確保に関する利益

(p) 社会的な認知

(q) 関連する知的財産権の共同保有

(g) 技術移転のための能力の強化

(h) 制度的な能力の開発

(i) アクセス規制の管理と執行の能力を強 化するための人的及び物的資源

(j) 遺伝資源に関連する研修で、遺伝資源を 提供する国の全面的な参加を得て行うもの。これ は、可能ならば当該提供国の国内で行う。

(k) 生物学的目録と分類研究を含め、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する科学情報へのアクセス

地域経済への貢献

(m) 保健及び食料安全保障のような優先度 の高い必要性に沿った研究で、遺伝資源を提供す る締約国内での遺伝資源の利用を考慮して行うも の

(n) アクセスと利益配分の協定から生じる 組織上、職業上の関係及びその後の協働の活動

- (o) 食料及び生活の安全保障上の利益
- (p) 社会的認知
- (q) 関連する知的財産権の共同所有